

平成29年度第3回岡山市障害者施策推進協議会次第

平成30年1月24日（水）13時30分～
（岡山市保健福祉会館9階 機能回復訓練室）

1 開 会

2 議 題

(1) 岡山市障害者プラン、第5期岡山市障害福祉計画及び第1期岡山市障害児福祉計画（案）について

(2) 岡山市手話言語等の普及及び理解の促進に関する条例の制定について

3 閉 会

岡山市障害者プラン及び第5期岡山市障害福祉計画

- 第1期岡山市障害児福祉計画（案）

平成30年1月

岡 山 市

岡山市障害者プラン及び第5期岡山市障害福祉計画
・第1期岡山市障害福祉計画（案） 目次

第1部	計画について	…	P1
1	策定の背景	…	P1
2	計画の位置づけ	…	P2
3	計画の期間	…	P3
4	基本理念	…	P3
第2部	岡山市障害者プラン	…	P4
1	生活支援	…	P6
2	保健・医療	…	P11
3	教育	…	P19
4	雇用・就業、経済的支援	…	P23
5	生活環境	…	P26
6	情報発信・意思疎通支援	…	P29
7	安全・安心	…	P31
8	差別の解消及び権利擁護の推進	…	P33
第3部	第5期岡山市障害福祉計画・第1期岡山市障害児福祉計画		
第1	計画の基本的方向	…	P36
第2	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制に係る 目標（平成32年度における成果目標）	…	P37
第3	各年度における障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援、障 害児支援の種類ごとの必要な量の見込みと見込量の確保のための方策	…	P45
第4	地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	…	P61
第5	障害福祉計画の実施体制と達成状況の点検及び評価	…	P70

第1部 計画について

1 策定の背景【国の障害福祉をめぐる動向】

平成18年に、身体障害、知的障害、精神障害の3障害の福祉施策を一元化する障害者自立支援法が施行され、制度の抜本的な見直しが行われて以降、同年に国連総会で採択された障害者権利条約の批准に向けた法整備が次々と行われてきており、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されています。

○ 障害者基本法の改正（平成23年7月）

すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念と相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等の施策の基本原則と基本となる事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進するとの目的が規定されました。

また、障害の種類を従来の3障害（身体障害、知的障害、精神障害）から、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害に拡大するとともに、日常生活または社会生活において障害者が受ける制限は、社会のあり方との関係によって生じるといういわゆる社会モデルに基づく障害者の概念が盛り込まれました。

○ 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）

虐待を受けた障害者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

○ 障害者総合支援法の施行（平成25年4月）

障害者自立支援法から名称が変更され、支援の対象として難病の患者を新たに加えました。基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とすると規定されています。

○ 障害者優先調達推進法の施行（平成25年4月）

障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定めることによって、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることを目的とした法律です。障害者就労施設で就労する障害者の自立が促進されることを目指しています。

○ 障害者差別解消法の成立（平成25年6月）

国や地方公共団体等において、障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、障害を理由とする差別を解消するための措置に取り組むことについて規定されています。平成28年4月に施行されました。

○ 障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）

雇用分野においても障害を理由とする差別的取り扱いを禁止し、障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を定めるとともに、平成30年4月から精神障害者についても法定雇用率の算定基礎に加えることとなりました。

○ 障害者総合支援法の改正（平成28年5月）

障害者総合支援法の附則で規定されていた施行後3年を目途とする見直しが行われ、地域生活の支援を進めるための新たなサービスの創設や高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用、障害児支援のニーズへの対応などの取組が盛り込まれました。平成30年4月に施行となります。

2 計画の位置づけ

「岡山市障害者プラン」及び「第5期岡山市障害福祉計画」「第1期岡山市障害児福祉計画」は、岡山市の中長期的なまちづくりの指針である「岡山市第六次総合計画」と保健・医療・福祉分野だけではなく、その他の関連分野の計画と連動して総合的に地域共生社会を推進するための「岡山市地域共生社会推進計画（地域福祉計画）」を上位計画とします。

「岡山市障害者プラン」については、障害者基本法に基づき、国の障害者計画と岡山県の障害者計画を基本とし、本市の状況を踏まえ、障害者施策全般を総合的に推進しようとするものです。

また、「第5期岡山市障害福祉計画」「第1期岡山市障害児福祉計画」は、障害者総合支援法に基づき、障害児者に対する施策のうちでも特に身近で重要なサービスである障害福祉サービスや障害児に対するサービス、相談支援

及び地域生活支援事業について、目標、必要な量の見込み及び見込量確保のための方策等を定めるものです。今期から児童福祉法の改正により「障害児福祉計画」を定めることとなりましたが、障害児に対する支援については、障害福祉計画に定める内容もあり、障害者に対する支援と一連のものであることから、「第5期岡山市障害福祉計画・第1期岡山市障害児福祉計画」として一体的に策定します。

3 計画の期間

「岡山市障害者プラン」については、平成27年度から平成32年度までの6年間を計画期間として策定しているところですが、今回、「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定するにあたり、中間見直しを行います。また、「第5期岡山市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」については、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

4 基本理念

障害者基本法の目的及び基本原則、障害者総合支援法の目的及び基本理念に基づき、次のとおり基本理念を定めます。

【基本理念1】障害のある人もない人も共に支えあって暮らすまちづくり

障害の有無にかかわらず、一人一人の人格と個性が尊重され、それぞれの能力を発揮しながら、地域社会において共に暮らしていくことができるまちづくりを目指します。

【基本理念2】障害のある人の社会参加と自立の促進

障害のある人がそれぞれ社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる活動に参加する機会が確保されるとともに、自らの意思に基づいて地域での自立した生活を送っていけるよう支援します。

【基本理念3】障害を理由とする差別や社会的障壁の解消

障害についての理解や知識の普及啓発に努めるとともに、障害のある人が日常生活や社会生活を送っていくうえで制約となっていることや障害を原因とした差別の解消に努めます。

この項目では、岡山市の障害者施策全般について、分野別に施策の基本的な方向を定めます。

分野別の項目は次のとおりです。

1 生活支援

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 専門的な相談支援
- (3) 障害福祉サービス等の充実
- (4) 日常生活の支援の充実
- (5) 障害児支援の充実

2 保健・医療

- (1) 健康の保持増進・障害の原因となる疾病等の予防・治療・支援
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 保健・医療サービスの保障
- (4) 精神障害者の相談・治療、地域移行・地域定着支援体制の充実
- (5) 多面的なかかわりを要する障害者等への支援

3 教育

- (1) 就学相談体制の整備
- (2) 医療・保健福祉・教育の連携による相談体制、一貫した支援体制づくり
- (3) 教育環境の整備
- (4) 一人一人のニーズに応じた教育内容の充実

4 雇用・就業、経済的支援

- (1) 一般就労・職場定着支援の推進
- (2) 障害者就労施設で働く障害者の工賃向上
- (3) 関係機関、関係団体との連携
- (4) 経済的支援

5 生活環境

- (1) 住宅の確保
- (2) 道路のバリアフリー化の推進
- (3) 公園・公共施設等生活関連施設のバリアフリー化の推進
- (4) 公共交通機関のバリアフリー化の推進

6 情報発信・意思疎通支援

- (1) 情報提供の充実
- (2) 意思疎通支援の充実

7 安全・安心

- (1) 防災対策の推進
- (2) 日常生活の安全・安心の確保

8 差別の解消及び権利擁護の推進

- (1) 障害についての啓発の推進
- (2) 当事者活動等への支援
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 虐待防止
- (5) 障害者差別解消法

1 生活支援

現状と課題

- 障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重しあいながら、安心して暮らしていく共生社会を実現していくためには、日常生活や社会生活を営んでいく上で必要な支援を身近な場所で受けられることが必要です。
- 支援の入口となる相談支援体制については、障害者に対する「福祉に関するアンケート調査」で、福祉サービスを受けようとする時に困ることをたずねた設問（問37）では、「どのようなサービスが利用できるかわからない」との回答が約31%、「事業者を選ぶための情報が少ない」との回答が約26%ありました。これは、サービスや事業者についての情報提供の充実の重要性とともに、地域における相談支援体制のより一層の整備の必要性を示していると考えられます。
- 障害者の相談は、障害の種類や程度、それぞれの心身の状況、生活状況、目標とする生活のあり方等、個々の状況によりそれぞれ異なっており、それぞれの支援の必要性に応じた専門的な相談機関が整備されることが必要です。
- 相談支援については、市の関係機関のほか、計画相談支援事業所、地域活動支援センター、身体・知的障害者相談員、障害者センター等で行っていますが、障害者の困りごとや悩みを適切に受け止め、必要なサービスに結び付けていくためには、それらの関係機関がそれぞれの強みを発揮しながら、一層の連携を進めることと、相談機関の相談を受ける職員等の資質の向上が必要です。
- 障害福祉サービス等については、障害者に対するアンケート調査で今後受きたいサービスをたずねた設問（問34）では、「計画相談支援」（約39%）が最も多く、次に「移動支援」（約30%）、「短期入所（ショートステイ）」（約28%）となっていました。
- 障害者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりサービス等利用計画についての相談や作成支援を行う計画相談については、障害者総合支援法により、障害福祉サービスの利用決定をする場合には、サービス等利用計画を作成することが必須となっており、計画の作成を行う指定特定相談支援事業所の拡大が引き続き課題となっています。
- また、短期入所については、アンケート調査の最後の自由記述でも、なかなか希望どおりサービスを受けることが難しいとの記述がかなりありました。

- そのほか、入所施設や精神科病院から地域での生活に移行する人が、家庭での生活が難しい場合や本人の希望などにより独立した生活を希望する場合や、居宅で生活している人が家族状況の変化等により居宅での生活が難しくなった場合などの受け皿として、日常生活の支援を行う共同生活援助についても、拡充を図る必要があります。
- これらの障害者総合支援法等に規定されている障害福祉サービス等の整備については、第3部の障害福祉計画において、必要なサービスの見込等を定めていきます。
- また、障害福祉サービス以外にも、障害の種類や個別の状況において、さまざまな支援が必要となっており、対応していく必要があります。
- 知的障害、身体障害に加え、近年、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害への対応の必要性が高まっています。
- 障害児の保護者に対するアンケート調査で今後受けたいサービスをたずねた設問（問21）では、「放課後等デイサービス」（約72%）、「障害児相談支援」（約67%）、「日中一時支援」（約66%）の希望が多くなっています。

（1）相談支援体制の充実

施策の方向性

地域で身近な相談に応じている福祉事務所、保健センター、地域活動支援センター等において、きめ細やかな相談支援を行うことができるように努めるとともに、関係機関との連携の強化に努めます。

市の関係職員のほか、相談支援事業所、地域活動支援センター、身体・知的障害者相談員等の資質の向上を図ります。

<具体的な施策>

- ・福祉事務所、保健センターでの相談支援の質の向上に努めます。
- ・障害者自立支援協議会を軸とした関係機関の連携の強化及び資質の向上を図ります。
- ・身体障害者相談員・知的障害者相談員に研修を行い、資質の向上を図ります。
- ・民生委員・児童委員との情報共有に努めます。
- ・岡山市社会福祉協議会との連携を図ります。
- ・相談支援体制の充実については、障害福祉計画において必要なサービスの見込等を定めていきます。

(2) 専門的な相談支援

施策の方向性

それぞれの障害特性やニーズに対する専門的な相談支援体制の充実に努めます。

<具体的な施策>

- ・ 障害者更生相談所において、身体障害・知的障害に関する専門的な相談・支援、補装具・自立支援医療・療育手帳の判定、各種機関などへの支援を行います。
- ・ こころの健康センターにおいて、精神保健福祉医療に関するより専門性の高い相談を行います。
- ・ こども総合相談所において、子どもたちが心身ともに健やかに育ち、持てる力を最大限に発揮することができるよう相談支援を行います。
- ・ 保健所・保健センターにおいて、難病・H I V・精神保健等の相談支援を行います。
- ・ 発達障害者支援センターにおいて、発達障害に関する相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発や研修等を行います。

(3) 障害福祉サービス等の充実

施策の方向性

障害福祉サービス等については、障害者が日常生活や社会生活を営んでいく上で最も重要なサービスとなっているため、必要な量を障害福祉計画に定め、その確保に努めるとともに、質の向上を図ります。

また、施設や病院からの地域生活への移行及び福祉施設から一般就労への移行の推進を図ります。

さらに、事業が円滑に実施できるように、引き続き国に対して制度の改善や財源措置を働きかけていきます。

<具体的な施策>

- ・ 施設や病院からの地域生活への移行及び福祉施設から一般就労への移行の推進等の具体的な施策については、障害福祉計画に定めます。

(4) 日常生活の支援の充実

施策の方向性

外出にタクシーを利用する重度の身体・知的障害者に対するタクシー利用料の一部助成、身体・知的障害者に対するはり・きゅう・マッサージ施術料の一部助成など、障害者の日常生活を支援する取り組みを継続します。

<具体的な施策>

- ・福祉タクシー助成事業、はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業、一人暮らし重度心身障害者などへの給食サービス委託事業を実施します。
- ・有料指定ごみ袋の配布（重度障害者等）により、家庭ごみ処理手数料の支援を行います。
- ・家庭からごみ・資源化物の搬出が困難な人に代わって、戸別収集等を行います。
- ・身体障害者補助犬飼育費について助成するとともに、身体障害者補助犬のステッカー、リーフレットの配布等による啓発に努めます。
- ・身体機能を補完・代替する補装具費を支給します。
- ・日常生活をより円滑に行うための日常生活用具を給付します。
- ・視覚やその他の障害で読書ができなくなった人のために、録音図書の貸し出し、音訳ボランティアによる図書や雑誌などの対面朗読を行います。
- ・視覚やその他の障害で活字を読むのが困難な人のために、生活上必要な書類や説明書などの音訳・録音を行います。
- ・移動図書館事業の一環として、重度の身体障害者に家庭配本を行います。

(5) 障害児支援の充実

施策の方向性

障害児が地域で安心して暮らすことができるよう、医療機関との連携を強化するとともに、障害児相談支援及び障害児通所支援等の充実を図り、適切な時期に療育が受けられるよう努めます。

<具体的な施策>

- ・発達障害者支援センター、こども総合相談所、保健センター等で専門的な相談支援を行います。
- ・保育園・幼保連携型認定こども園において障害児保育を行い、心身の発達を促します。
- ・放課後児童クラブへの障害児の受入れを6年生まで拡大します。
- ・発達障害を専門とする職員が学校園より要請を受けて出向き、研修を実施します。現場職員の資質向上を図り、発達障害のある児の適応や自立の促進へとつなぎます。
- ・発達障害のある児の保護者支援を目的に、プレ療育（就学前）、親子の遊びの場などの機会を提供します。
- ・地域活動支援センター I 型で療育に関する必要な助言等を行います。
- ・育成医療について、周知を図ります。
- ・障害児福祉手当、特別児童扶養手当、岡山市児童福祉年金の周知を図ります。
- ・難聴児の補聴器購入費に対して助成を行います。

2 保健・医療

現状と課題

- 障害の原因となる疾病を予防するとともに、障害があっても地域で健やかに暮らしていけるよう、障害を早期に発見し、適切な医療・生活支援・リハビリテーションを提供することが重要です。本市においては、「健康市民おかやま21（第2次）」に基づき、各種健診の実施や市民に対する正しい知識の普及啓発など様々な取り組みを実施しているところであり、今後も疾病の予防や障害の早期発見に努めていくことが必要です。
- 障害者（児）の歯と口腔の健康は、全身の健康やQOL（生活の質）への影響も大きく、生涯を通じた日ごろからの口腔ケアが重要です。国においては、障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職の育成を推進しており、本市においても、一般歯科医療機関で障害者（児）歯科診療が行える体制の整備等を進めているところです。
- また、障害者（児）が地域で安心して暮らすことができるよう、適切な医療及び相談が受けられる体制の整備や、療育の充実が必要です。
- 難病患者に対しては、病状の進行状況に応じた療養環境が確保されることが重要です。平成30年4月には、難病関係事務が都道府県から政令指定都市へ委譲されることに伴い、より一層の相談体制強化や関係機関との連携強化が必要となっています。
- HIV感染者、エイズ患者は、未だ減少傾向になく、感染拡大が懸念されている状況であり、感染予防に関する正しい知識の普及に努めるとともに、エイズ患者に対する地域住民の理解の促進することが必要です。
- 平成29年3月には、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正され、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者にも対応した地域包括システムの構築を進めることが明記されました。
- こうした中、本市では、長期入院精神障害者への退院支援や地域生活を継続するための支援を先駆的に進めており、1年以上の長期入院患者数は年々減少傾向にあります。しかし、退院時の住居の確保やその支援体制の整備など、十分とは言えない状況です。
- 本市における自立支援医療（精神通院医療）受給者は年々増加傾向にあり、精神疾患を抱える人が増加しているものと推定されることから、相談窓口の充実等が必要となっています。
- 特に統合失調症を中心とした精神疾患の好発年齢は、10代から20代前半であり、早く治療導入した人は未治療期間が長い人に比較して予後が良好とされていますが、知識の不足や偏見により受診が遅れている状況がありま

す。そのため、発病前及び発病後の正しい対応の普及啓発や、早期の受診に向けての支援が必要となっています。

- また、不登校、ひきこもり、暴力、自傷行為など、不安定な思春期心性に関連した問題が、複雑化かつ深刻化しており、質の高い対応が求められています。
- その他、こころの健康に関しては、近年、うつやストレス性障害の増加、若者や働き盛り世代の自殺やアルコール関連問題等、課題が重積しています。
- 特にアルコール依存症患者の多くは、専門医療や支援につながっておらず、身体合併症や家族、職場、社会への影響など問題が重症化していく現状があります。
- また、救急受診を要したり、身体合併症を有する精神疾患患者の医療機関への受け入れが迅速かつ円滑に行われるよう体制を整備していく必要があります。

(1) 健康の保持増進・障害の原因となる疾病等の予防・治療・支援

施策の方向性

各種健診を実施することにより、障害の原因となる疾病を予防し、また障害がある場合は、早期に発見し、早期の治療と適切な支援へとつないでいきます。

<具体的な施策>

- ・妊産婦、乳幼児に対し、妊娠・出産・育児に関する相談や健康教育を行い、健康維持に努めます。
- ・妊婦健康診査の充実・受診の徹底を図り、安心・安全な出産ができるよう支援します。
- ・先天性代謝異常等検査、新生児聴覚検査を実施し、医療が必要な人には、早期に適切な医療に結びつけられるよう支援に努めます。
- ・乳幼児健康診査を実施し、必要な者には精密検査を行うなど、疾病、発育、発達の遅れ、障害等を早期に発見し、適切な支援を行います。

(2) 健康づくりの推進

施策の方向性

地域で健やかに暮らしていけるよう、「健康市民おかやま21（第2次）」に基づく取り組みを推進していきます。

<具体的な施策>

- ・生活習慣病の予防として、より多くの市民に正しい知識や実践方法等の普及・啓発を図るため、食生活、運動、生活習慣改善、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、健診・がん検診等をテーマに健康教育・健康相談を実施します。
- ・健康診査等を実施し、疾病の早期発見や健康維持を図ります。
- ・人工透析導入の最大要因である糖尿病の予防や、慢性腎臓病（CKD）対策に取り組みます。
- ・脳血管疾患と心疾患を含む循環器疾患の予防のため、高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病の対策に取り組みます。
- ・運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性が高い状態であるロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防に努めます。

(3) 保健・医療サービスの保障

ア 障害者歯科保健・医療の充実

施策の方向性

歯と口腔の健康づくりに関して、歯科医療従事者が中心となって家族や施設職員などと連携しながら、歯科口腔保健指導、歯科医療を充実させる等の健康支援を行います。

<具体的な施策>

- ・食事や会話が楽しめるよう歯と口腔の健康の保持・増進についての啓発を進めていきます。
- ・一般歯科医療機関でも障害者（児）歯科診療が行えるよう、体制を整備していきます。

イ 保健・医療、療育体制の充実

施策の方向性

障害者（児）が地域で安心して暮らすことができるよう、医療機関との連携を強化するとともに、適切な時期に療育が受けられるよう努めます。

<具体的な施策>

- ・保健所、医療機関、療育機関、こども総合相談所、発達障害者支援センター等関係機関との連携により、乳幼児期から就学期までの一貫した相談、治療、療育が行える児童発達支援システムの確保に努めます。
- ・人工呼吸器や人工透析を必要とする在宅療養患者（児）が安心して地域で暮らしていくことができるよう、在宅医療の推進を図るとともに、関係機関と連携し在宅療養の支援を行います。
- ・地域活動支援センター I 型において、専門スタッフによる療育相談を実施します。
- ・福祉施設において、障害のある子どもを対象に日常生活適応力をつけるための療育訓練等を実施します。
- ・自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）及び心身障害者医療費助成について、活用されるよう周知を図ります。

ウ 難病患者に対する支援

施策の方向性

難病患者及びその家族が、安心して地域で療養できるよう、療養の支援や福祉施策の推進、患者会への支援を行います。また、平成30年4月からは療養生活環境整備事業の実施主体となることから、より一層の相談体制強化や関係機関との連携に努めます。

<具体的な施策>

- ・在宅の難病患者及びその家族が抱える日常生活及び療養上の問題について、保健師、看護師などの専門職による訪問や面接等を実施します。また、必要に応じて地域の医療機関、介護、福祉の関係機関と連携します。
- ・難病に関する専門の医師等による相談や家庭訪問を実施します。
- ・各患者会による研修会や交流会が開催できるよう支援します。

エ エイズ対策の推進

施策の方向性

エイズのまん延を防止するため、正しい知識の普及に努めるとともに、エイズ患者に対する地域住民の理解を促進し、患者が安心して地域で生活できるよう環境整備に取り組んでいきます。

<具体的な施策>

- ・エイズやH I Vに関する偏見をなくして患者への理解が促せるよう、また、エイズのまん延を防止するため、市民に向けて出前講座や医療従事者の研修会を実施します。
- ・H I V感染症を早期に発見し支援するために、抗体検査やカウンセリングを実施します。
- ・H I V感染や療養に関する相談のためにエイズホットラインを実施します。

(4) 精神障害者の相談・治療、地域移行・地域定着支援体制の充実

ア 長期入院者の地域移行・地域定着の推進

施策の方向性

長期入院精神障害者の退院支援や地域生活支援を今後も継続的かつ効果的に実践していくために、病院や地域援助事業者などとの連携を強化しつつ、また、その育成に努めます。

また、精神疾患に関する理解の普及啓発に努め、精神障害者の地域生活が安定する環境づくりに取り組んでいます。

<具体的な施策>

- ・長期入院精神障害者への面接支援を行いながら病院等と協働し、退院意欲の向上を図ります。
- ・入院中または地域で生活する精神障害者に対して、ピアサポーターの派遣を実施します。
- ・住居の準備、経済的基盤の確保、家族調整等地域生活に必要な支援を行います。
- ・安定した地域生活の継続のため、アウトリーチ等の支援を強化します。
- ・地域で生活している精神障害者と地域住民が直接交流する機会を提供します。
- ・精神科病院や地域援助事業者を対象に、情報交換会や研修会を開催します。

イ 未治療者等への危機介入及び支援の推進

施策の方向性

未受診や治療中断などにより、地域生活の維持及び継続が困難となっている精神障害者に対して支援に取り組んでいきます。

<具体的な施策>

- ・地域生活の破綻や病状悪化による入院を可能な限り回避するため、精神科医師を含む多職種チームでの訪問支援を実施します。
- ・医療機関、地域援助事業者、消防、警察等関係機関との連携を強化します。

ウ 精神疾患の予防及び相談支援の推進

施策の方向性

「健康市民おかやま21（第2次）」によるこころの健康づくりに取り組みます。

また、発症からできるだけ早期に精神科医療に結びつくよう、精神疾患や精神科医療の正しい知識の普及とともに、身近な相談支援体制の充実、かかりつけ医と精神科医の連携強化などに取り組みます。

<具体的な施策>

- ・イベント等において精神疾患の正しい知識や相談窓口についての普及啓発を実施します。
- ・精神科医によるこころの健康相談や訪問相談を実施します。
- ・保健師、精神保健福祉士等による電話、面接、訪問指導を実施します。
- ・中学生を対象に精神疾患について学ぶ授業を実施します。
- ・発症早期の人が適切な支援を受けられるよう、家族等に対する心理教育の実施を支援します。
- ・内科や小児科等のかかりつけ医を対象に、こころの健康問題に適切に対応するための研修を実施します。

エ 精神科救急医療体制の推進

施策の方向性

救急受診を要する精神疾患患者の医療機関への受け入れが迅速かつ円滑に行われるよう、病院群輪番制を組むとともに、休日・夜間に精神科に係る救急相談に対応できるよう精神科救急情報センターを整備していきます。

また、身体疾患を合併する精神疾患救急患者の医療機関への受け入れが円滑

に行われるように精神科医療機関と身体科医療機関の連携体制を構築します。

<具体的な施策>

- ・精神科病院群輪番制度
- ・精神科救急情報センター
- ・身体・精神合併症救急連携モデル事業

(5) 多面的なかかわりを要する障害者等への支援

ア 児童思春期の精神保健の推進

施策の方向性

思春期の複雑な心の問題に対しては、保健所、こころの健康センター、学校、こども総合相談所、発達障害者支援センター、精神科医療機関等の関係機関で連携して支援に取り組んでいきます。

<具体的な施策>

- ・精神科医による思春期こころの健康相談を実施します。
- ・中学生を対象に精神疾患について学ぶ授業を実施します。

イ ひきこもり者への支援の推進

施策の方向性

ひきこもり者本人の自立を推進するため、ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもり者本人や家族等への支援に取り組んでいきます。

<具体的な施策>

- ・ひきこもり者本人、その家族等に対し面接、訪問、電話等による相談を実施します。
- ・ひきこもり者本人の居場所や他者と交流できる場を提供するなど、段階的な社会参加を支援します。
- ・職業体験の場を提供するなど就労に向けての支援を実施します。
- ・家族等が情報交換しながら、ひきこもり者に対する理解を深め、関わり方について考える家族教室を開催します。
- ・ひきこもり者を支援する従事者に対する研修や教育、労働等関係機関とのネットワークを整備します。

ウ アルコール・薬物等依存症対策の推進

施策の方向性

「健康市民おかやま21（第2次）」におけるアルコール対策を推進します。また、アルコール依存症予備軍の依存症への移行を予防したり、依存症患者への早期介入による重症化の予防や回復支援に取り組んでいきます。さらに、本人や家族を支える支援者の育成に取り組んでいきます。

昨今、社会問題化している新たな薬物依存問題にも適切に対応していきます。

<具体的な施策>

- ・ イベント等においてアルコール関連問題の普及啓発を実施します。
- ・ 一般医療機関とアルコール専門病院の連携により、アルコール問題を有する人を早期にアルコール専門医療に結び付けるネットワークを構築します。
- ・ 働き盛りの時期の習慣飲酒者に早期に介入し、依存症への移行を予防するため、企業への出前講座を開催します。
- ・ 支援者を対象に、基礎知識や対応方法を学ぶための研修を開催します。

エ 自殺対策の推進

施策の方向性

市民や関係機関・団体と連携を図りながら、自殺予防の普及啓発に努めるとともに、自殺を考えている人、自殺未遂者及び自死遺族に対する支援に取り組んでいきます。

<具体的な施策>

- ・ 自殺予防週間及び月間において普及啓発を推進します。
- ・ 自殺を考えている人、自殺未遂者及び自死遺族に対し、関係機関・団体と連携した包括的な相談支援を実施します。
- ・ 地域住民、職業団体、関係機関の職員等を対象とした幅広い人材育成を行います。
- ・ 自殺未遂者支援の強化と連携体制づくりを推進します。

3 教育

現状と課題

- 現在、障害のある子どもとその保護者及び、学校や子どもの支援機関を取り巻く環境は、共生社会の形成に向けた大きな変化の中にあると言えます。平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて、わが国では平成19年に改正学校教育法が施行され、特別支援教育が法的に位置づけられました。
- また、平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会において「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が示され、平成25年9月には学校教育法施行令の一部改正が行われ、障害のある子どもに対する早期からの一貫した支援が求められました。
- このような状況の中、本市では、障害のある子どもの視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握して支援の充実を図るという基本的な考えのもとで特別支援教育を推進しており、学校等における子どもの支援のための施策を実施しているところです。
- ノーマライゼーションの理念からも、障害の有無にかかわらず子どもたちがともに学び、育つことを実現するために、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズをしっかりと把握し、そのニーズに応じた指導、支援を実現することが求められています。
- そのためには、就学前から就学後、そして学校卒業に至るまでの相談・支援体制を充実させることにより、一貫した支援を行う必要があります。特に、学校教育においては、多様な学びの場の設置、それに伴う教育環境の整備、教育内容の充実等を図らなければなりません。
- 児童生徒の就学状況
岡山市では、障害のある子どもが小・中学校への就学を希望するニーズが高まっており、それに合わせて特別支援学級を新設・増設するなどの施策を実施しています。平成29年5月1日現在の特別支援学級の設置数は次のとおりです。

◆特別支援学級数※小学校総数：91校（うち2校は分校）、中学校総数：38校

障害種別	知的	自閉症・情緒	難聴、弱視	病弱・身体虚弱
小学校	113学級	223学級	3学級	2学級
中学校	49学級	60学級	2学級	2学級

また、障害のある子どものうち、通常の学級で学んでいる子どもも増加しています。そのうち、構音障害等のことばの支援が必要な子どもや、発達障害等の情緒面の支援が必要な子どものために、通級による指導を実施しており、指導の場所として学校内に通級指導教室を設置しています。平成29年5月1日現在の通級指導教室の設置数は次のとおりです。

◆通級指導教室数

種 別	言 語	情 緒	※小学校(言語)と中学校(情緒)は、他の2校に「地域拠点教室」を設置しています。
小学校	6 教室	1 2 教室	
中学校		3 教室	

なお、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当する子どもは、県立特別支援学校へ就学している場合があります。

(1) 就学相談体制の整備

施策の方向性

「障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ」というインクルーシブ教育の理念に基づき、児童生徒や保護者の願いと、教育的ニーズに応じた適切な就学相談を行います。また、就学後も子どもの状態や支援体制を確認し、その都度学びの場の見直しを図られるような体制づくりを行います。

<具体的な施策>

- ・保護者、保育園・認定こども園、幼稚園、療育機関、学校、教育委員会等による、就学に関する情報の共有を進めます。
- ・子どもや保護者の願いや実態を踏まえた、早期からの就学相談を実施します。
- ・適切な就学に向け、医学、教育学、心理学の専門家から意見を聴取します。
- ・管理職及び特別支援教育コーディネーターを中心として校内体制を整備します。
- ・「校内委員会」を充実させ、適切な学びの場を検討する体制づくりを進めます。

(2) 医療・保健福祉・教育の連携による相談体制、一貫した

支援体制づくり

施策の方向性

障害のある子どもが一貫した支援を受けられるよう、医療・保健福祉・教育機関が連携して相談、支援を行う体制づくりを行います。

<具体的な施策>

- ・学校からの相談を受け付ける「特別支援教育相談窓口」を設置します。
- ・医師、大学教員、特別支援学校教員、関係機関職員等の専門家による相談・支援体制を整備します。
- ・特別支援教育の課題や、インクルーシブ教育システムの構築に向けた学校、教育行政の取り組み等について、医療や福祉の専門家を交えて協議する「特別支援連携協議会」を開催します。
- ・「就学支援シート」を活用し、就学前から学校への移行支援を充実させます。

(3) 教育環境の整備

施策の方向性

障害のある子どもが安心して安全に学校生活を送ることができるよう、特別支援学級の設置及び教職員等の配置、施設整備等を行います。

<具体的な施策>

- ・障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援学級、通級指導教室（以下「特別支援学級等」という。）の設置及び教員の配置を進めます。
- ・特別支援学級等の施設整備を進めます。
- ・特別支援学級等における指導・支援の充実を目指して、備品及び教材・教具を充実させます。
- ・災害発生時における利用等の観点も踏まえ、学校施設のバリアフリー化を推進します。
- ・障害のある子どもの移動の支援や学習の補助等、学校生活上のサポートを行う「特別支援教育支援員」及び「看護支援員」の配置を進めます。

(4) 一人一人のニーズに応じた教育内容の充実

施策の方向性

障害のある子ども一人一人のニーズに応じた教育を行うために、教職員の専門性の向上、指導・支援の内容の充実を図ります。

<具体的な施策>

- ・「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成、活用により、指導・支援の充実を図ります。
- ・教職員の指導・支援における専門性の向上を目指した研修を実施します。
- ・交流及び共同学習を進める等、障害に関する理解を促進するための教育を推進します。
- ・小・中学校を指定した「特別支援教育の視点を生かした授業づくり実践研究」を実施します。
- ・学校卒業後の多様な進路の確保に向けて、進路指導を充実させます。

4 雇用・就業、経済的支援

現状と課題

- 障害者が働くことを通して社会参加し、生きがいを持って地域で自立した生活を送るためには、一人一人が適性或能力を活かせるよう、雇用の場が広がっていくことが大切です。
- 「福祉に関するアンケート調査」で、今後仕事をしたいかをたずねた設問（問28）では、平日の日中に収入を得て仕事をしていない障害者の約36%が、「仕事をしたい」と回答しています。また、ハローワークにおいては、障害者の求職申し込みが増加しており、障害者の就労意欲が高まっています。
- 平成28年6月1日時点の岡山県内の企業における障害者の実雇用率は、2.45%で、全国の実雇用率の1.92%を上回っており、障害者の雇用の促進等に関する法律で定められた障害者の法定雇用率2.0%（平成30年4月1日に2.0%から2.2%に改正。平成33年4月までには、2.3%に改正。）を超えています。
しかし、障害者の法定雇用率を達成している企業の割合は約53%にとどまっており、障害者雇用は十分には進んでいません。
- ハローワークで求職申し込みを行ったにもかかわらず、一般就労に至らなかった障害者が多数存在します。また、一般就労した障害者が、職場の理解不足や就労継続のための支援の不足により、離職する場合も多くみられます。「福祉に関するアンケート調査」で、障害者への就労支援で必要と思うこと（問30）では、職場での障害者理解が48.6%、職場の上司や同僚に障害への理解があることが46.0%で最も多くなっています。
- 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等の福祉施設を利用する障害者が増えており、これらの福祉施設から一般就労へ移行する障害者の数は増加傾向にあります。
- 就労継続支援B型事業所等における障害者の工賃水準は、全国平均を下回っています。

(1) 一般就労・職場定着支援の推進

施策の方向性

障害者の社会参加と自立を支援するために、障害者の一般就労及び職場定着を促進します。

<具体的な施策>

- ・障害者と企業等との就職面接の機会確保等により、障害者の一般就労を推進します。
- ・民間事業者や関係機関等と連携しながら、福祉施設を利用する障害者の一般就労への移行を推進します。
- ・企業等に対して障害や障害者雇用に対する啓発事業等を行い、障害者雇用企業や実習受入企業の増加を図るとともに、障害者の職場への定着を促進します。
- ・特別支援学校や市民団体等が実施する職場体験実習を支援します。
- ・福祉関係団体や専門機関等と連携しながら、一般就労している障害者の職場定着支援活動を推進します。
- ・障害者就労支援事業所が一般就労している障害者に提供する職場定着支援活動を支援します。
- ・発達障害者の就労についての課題を整理し、関係機関と連携を図りながら支援します。

(2) 障害者就労施設で働く障害者の工賃向上

施策の方向性

障害者就労施設で働く障害者の工賃向上を支援し、障害者の所得向上による生活水準の向上や自立の促進を図ります。

<具体的な施策>

- ・障害者優先調達の手続きを進め、障害者福祉施設への発注の増加等を推進するとともに、外郭団体や関係団体等に障害者優先調達の取り組みを働きかけます。
- ・福祉の店「元気の輪」や障害者就労施設による商品の販売機会や販路の拡大を推進します。
- ・民間事業者のノウハウやネットワークを活用しながら、障害者就労施設が製作する商品の開発、改良による商品力の向上、商品の販路開拓を支援します。
- ・民間の経営コンサルタントなどを活用しながら、障害者就労支援施設の経営改善などの支援を行います。

(3) 関係機関、関係団体との連携

施策の方向性

障害者の就労支援事業は様々な機関や団体等が取り組みを進めています。就労支援事業をより効果的、効率的に推進していくため、様々な機関や団体等と連携して取り組みを進めます。

<具体的な施策>

- ・ 労働局、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校などの関係機関と緊密に連携します。
- ・ 社会福祉法人やNPO法人、障害者自立支援協議会、障害者就労支援事業所、市民団体等、関係団体と協働した取り組みを進めます。
- ・ 医療機関等、障害種別ごとの専門機関との連携を推進します。
- ・ 企業経営者団体や経済関係団体等との連携を推進します。

(4) 経済的支援

施策の方向性

生活の基盤となる収入を保障し、障害による負担の軽減を図るうえで重要な障害基礎年金、特別障害者手当等の各種手当等について、制度の周知を図ります。

<具体的な施策>

- ・ 障害基礎年金
- ・ 特別障害給付金
- ・ 岡山市重度障害者特別給付金
- ・ 特別障害者手当
- ・ 岡山市在宅重度障害者介護者慰労金
- ・ 特別児童扶養手当
- ・ 障害児福祉手当
- ・ 岡山市児童福祉年金
- ・ 児童扶養手当
- ・ 岡山市心身障害者扶養共済制度

5 生活環境

現状と課題

- 障害者が、地域で生き生きと自立して暮らしていくためには、生活の基盤である住宅が、障害があっても暮らしやすいものとなっていること、外出が容易にできる状況にあるかどうかということなどが重要です。
- 個別の住宅については、特に身体障害者に対してはユニバーサルデザインに基づいた視点が大切です。
- 住宅の確保については、障害者等の世帯は、賃貸住宅市場から敬遠されることがあり、自立した生活を営むことの妨げとなっているケースがあります。
- 「福祉に関するアンケート調査」で、外出するときに困ることは何かをたずねた設問（問25）では、身体障害者は「道路や駅に階段や段差が多い」（約36%）、「列車やバスの乗り降りが困難」（約31%）、「外出先の建物の設備が不便」（約26%）といった回答が多く、知的障害者・発達障害者は「困ったときにどうすればいいのか心配」（知的障害者は約34%・発達障害者は約42%）という回答が最も多くなっています。
- 道路や公共交通機関が整備され、また、ユニバーサルデザインやバリアフリー化により、誰もが不自由なく行動できるような交通空間を作っていく必要があるとともに、視覚障害者に対する同行援護、知的障害者・精神障害者に対する行動援護といった障害福祉サービスについても、必要な量が確保される必要があります。

(1) 住宅の確保

施策の方向性

障害者が生活しやすい住宅の整備を進めるとともに、市営住宅における入居選考時の優遇措置、住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録及び紹介を行い、住宅についての情報提供の充実など障害者が良好な住宅環境で暮らせるよう支援します。

<具体的な施策>

- ・市営住宅の入居者選考時に障害者に対する優遇措置を行います。
- ・下肢障害者向け市営住宅の整備を行います。
- ・岡山市営住宅バリアフリー化リフォーム事業を推進します。
- ・身体機能の低下や身体の障害のために、日常生活に介助を要する障害者が自宅において暮らしやすい生活ができるよう、住宅を改造する場合にその費用の一部を助成します。(すこやか住宅リフォーム事業)
- ・住宅に関する様々な情報の提供に努めます。(岡山市おすまいネット)
- ・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録及び紹介を行います。

(2) 道路のバリアフリー化の推進

施策の方向性

歩道の整備や放置自転車対策等により、障害者が安全で通行しやすい道路の整備に努めます。

<具体的な施策>

- ・歩道及び点字ブロックの整備、歩道の段差の解消、歩行者と自転車の分離、放置自転車に対する指導等を進めます。

(3) 公園・公共施設等生活関連施設のバリアフリー化の推進

施策の方向性

公園、不特定多数の人が利用する施設について、障害者が使いやすいものとなるよう、整備に努めます。

<具体的な施策>

- ・公園の出入口等の段差の解消、トイレの改善等の整備に努めます。
- ・岡山市設計支援委員の意見を聴く会により、不特定多数の人が利用する施設の整備にあたっては、利用する立場からの意見をいただき、高齢者、障害者など誰もが使いやすいものとなるよう努めます。

(4) 公共交通機関のバリアフリー化の推進

施策の方向性

公共交通機関について、障害者が利用しやすいものとなるよう努めます。

<具体的な施策>

- ・ 鉄道駅やバス停留所において、バリアフリー化を進めます。
- ・ 路面電車やバス事業者に対する低床車両導入の働きかけを行います。

6 情報発信・意思疎通支援

現状と課題

- 障害福祉に関する制度やサービス等の内容については、主に市のホームページや「市民のひろばおかやま」への掲載、「障害者のしおり」の配布等により、周知を図ってきていますが、市が発信する情報については、音声版や点字版の作成等、障害の特性に配慮した発信を引き続き行うとともに、誰にでもわかりやすいものとなるよう努める必要があります。
- また、アンケート調査で障害福祉サービス等の情報の入手先をたずねた設問（問39）では、「サービス事業所の人や施設職員」とした回答が約36%あり、これらの障害福祉関係機関との連携を強めていくことが重要です。
- また、聴覚障害者のコミュニケーションにおける支援が図られるよう、手話通訳者・要約筆記者等の養成及び派遣を行っていますが、今後も引き続き拡大を図っていく必要があります。

(1) 情報提供の充実

施策の方向性

市が発信する情報については、誰もがわかりやすいものとなるように努めるとともに点字版や音声版、文字拡大版等、障害者へ配慮した形で提供するように努めます。

会議・イベント等において、手話通訳者・要約筆記者等の配置を進めます。

<具体的な施策>

- ・「市民のひろばおかやま」、「市議会だより」、「障害者のしおり」等について、音声版、点字版の作成を行います。
- ・誰でもわかりやすいホームページの作成に努めます。
- ・会議・イベント等において、手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行います。
- ・点字新聞購読料を助成します。

(2) 意思疎通支援の充実

施策の方向性

手話通訳者、要約筆記者等の養成、派遣の拡大を図るとともに、手話や要約筆記等に対する市民や事業者の理解を促進し、地域生活や社会参加のための意思疎通を支援します。

<具体的な施策>

- ・手話通訳者・要約筆記者等の養成及び養成に対する支援を行います。
- ・官公庁・学校・病院等の公的機関を利用する際の手話通訳者・要約筆記者等の派遣の充実を図ります。
- ・会議・イベント等での手話通訳者・要約筆記者等の派遣を推進します。
- ・区役所・福祉事務所窓口に設置したテレビ電話（手話通訳者との連携）により、利便の向上を図ります。

7 安全・安心

現状と課題

- 地震や風水害など、迅速な避難や救護が必要となる大災害においては、高齢者や障害者等の要配慮者が逃げ遅れたり、避難所等でのトラブルやストレスにより深刻な事態が発生したりすることが考えられるため、あらかじめ要配慮者が円滑に迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要です。
- 高齢者や障害者など避難にあたって特に支援が必要な人を掲載した「避難行動要支援者名簿」を市が作成し、平常時から実際に避難支援に携わる安全・安心ネットワーク、町内会、自主防災会、民生委員・児童委員等の地域の避難等支援者に情報を提供することにより、地域が主体で避難行動要支援者の個別計画（避難支援プラン）を作成するための支援を行うなど、身近な地域住民同士の助け合い「共助」による体制づくりを進めています。
- 「福祉に関するアンケート調査」で、災害時に一人で避難できるかをたずねた設問（問44）では、「できない」又は「わからない」との回答が約70%、また、近所に助けてくれる人がいるかをたずねた設問（問45）で、「いない」との回答が約47%で、「わからない」との回答と合わせて約74%となっています。
- さらに、アンケート調査で災害時に困ることをたずねた設問（問46）では、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（約50%）との回答のほかに、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」（約54%）、「投薬や治療が受けられない」（約49%）など、避難所での設備や支援の充実が求められています。

(1) 防災対策の推進

施策の方向性

災害時に情報が障害者に確実に届くよう、様々な方法での情報伝達を推進するとともに、各地域における個別計画の策定を支援し、また、福祉避難所の拡大に努めます。

<具体的な施策>

- ・避難行動要支援者名簿を作成し、地域における個別計画の策定を支援します。
- ・災害時には、防災行政無線、市のホームページ、緊急速報メール（携帯電話）、放送事業者（緊急割り込み放送等）、広報車、緊急告知ラジオ等あらゆる手段を活用し、地域住民のほか、避難支援に関する関係団体へ、避難に関する呼びかけ等の災害情報を提供します。
- ・視覚障害者や聴覚障害者の携帯電話への緊急速報メール配信サービスの活用等について推進します。
- ・避難行動要支援者の避難支援方法等の普及に努めます。
- ・地域における避難訓練の実施を支援します。
- ・福祉避難所の指定箇所数の拡大に努めます。

(2) 日常生活の安全・安心の確保

施策の方向性

防犯・防災・交通安全についての啓発に努めるとともに、地域における高齢者や障害者の見守り活動、防犯・防災パトロールや講習会、訓練、啓発活動などによる防犯・防災・交通安全活動等を支援します。

また、急病や災害等の緊急時に連絡が困難な人の通報体制の整備を図ります。

<具体的な施策>

- ・安全・安心ネットワークが行う防犯交通安全活動、防災活動、環境美化活動、地域福祉活動、健康づくり活動等を支援します。
- ・家庭での事故や急病などの際に助けを求める緊急通報装置設置事業を推進します。
- ・ファクスによる119番通報を受け付けます。
- ・携帯電話のインターネット機能を利用する「Web119」を推進します。

8 差別の解消及び権利擁護の推進

現状と課題

- すべての市民が、障害の有無に関わらず基本的人権を享有するかけがえない個人として、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するためには、障害に対する理解が今まで以上に進んでいく必要があります。併せて、2020年の東京パラリンピックを契機とした観点からも、さらに共生社会実現に対する理解を図る必要があります。
- 障害者に対する「福祉に関するアンケート調査」で、差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかをたずねた設問（問40）では、「ある」との回答が約34%で、「少しある」と合わせると約60%が、何らかの差別や嫌な思いをしており、また、差別や嫌な思いをした場所をたずねた設問（問41）では、約40%の人が「外出先」をあげています。障害についての啓発活動や障害のある人とない人との交流の機会がより広がる必要があります。
- 知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の財産管理やサービスの利用契約などを代わりになって行い、これらの人の財産や権利を保護するための制度として、成年後見制度がありますが、アンケート調査で成年後見制度について知っているかをたずねた設問（問42）では、「名前も内容も知っている」との回答は約32%にとどまっています。アンケート調査の最後の自由記述では、将来、親などの介護者がいなくなったあとを心配する意見も多く寄せられており、制度を広く周知すること、制度を利用しやすくするための支援が求められています。
- 平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に基づき、本市においても障害者虐待相談窓口を設置しています。虐待が障害者の尊厳を害し、虐待を防止することが障害者の自立や社会参加にとってきわめて重要であることから、今後とも障害者虐待防止法及び相談窓口の周知を図る必要があります。
- また、平成28年4月に施行された障害者差別解消法においては、「障害を理由とする差別」の禁止と合理的配慮の提供について規定されており、今後も差別の解消に向けて取り組んでいく必要があります。

(1) 障害についての啓発の推進

施策の方向性

共生社会に向けて、障害に対する市民の理解を深めるため、啓発事業

の推進や障害のある人とない人の交流の機会の拡大を図り、心のバリアフリーを推進します。

＜具体的な施策＞

- ・「障害者週間」に合わせ、障害者福祉大会、街頭啓発、作文・ポスターなどの作品展による啓発活動を実施します。
- ・障害のある人とない人の交流を図るため、障害者体育祭を実施します。
- ・人権啓発活動を全市的取り組み、地域密着型取り組みにより実施します。
- ・地域生活を支える民生委員や愛育委員に対して、ピアサポーター等を活用し、精神障害に対する理解を深めるための研修会を実施します。
- ・中学生を対象に精神疾患について学ぶ授業を実施します。
- ・ヘルプマークなど障害者に関するマークの周知を通して、障害についての理解の促進を図ります。

(2) 当事者活動等への支援

施策の方向性

当事者会、家族会等を育成するとともに、お互いの交流や地域住民との交流を行う活動を支援します。

＜具体的な施策＞

- ・障害者及び家族等の支援者が互いに支え合い、ともに活動する事業や研修会、地域との交流事業を支援します。
- ・心のふれあい交流会事業として、日帰りバス旅行や納涼花火大会鑑賞会を実施します。

(3) 権利擁護の推進

施策の方向性

個人財産の適切な管理を支援するために、成年後見制度について周知を図るとともに、制度利用の支援を行います。

＜具体的な施策＞

- ・ 成年後見制度の利用促進を図ります。
- ・ 身寄りのない人などには、市長による成年後見申し立てを行い、後見人等の報酬の負担が困難な人には、助成を行います。
- ・ 日常的な金銭管理や福祉サービスの利用を行う日常生活自立支援事業を岡山市社会福祉協議会と連携します。
- ・ 非自発的入院（措置入院・医療保護入院）の適否や退院請求・処遇改善請求に、より迅速かつ厳格な審査ができる体制を整備します。

（４）虐待防止

施策の方向性

障害者虐待の防止と早期発見に向け、障害者虐待防止法の周知を図るとともに、虐待の通報があった場合には迅速に対応します。

＜具体的な施策＞

- ・ 虐待に当たる行為や通報義務についての啓発を実施します。
- ・ 家庭内等で虐待があった場合、その原因をしっかりと把握し、障害者と養護者をともに支援します。

（５）障害者差別解消法

施策の方向性

国が作成する基本方針を基に、障害を理由とする差別の禁止に関する啓発を行うとともに、職員対応要領の周知、障害者差別解消支援地域協議会での協議等、差別の解消に向けて取り組んでいきます。

＜具体的な施策＞

- ・ 差別の禁止に関する広報、啓発を行います。
- ・ 本市職員の職員対応要領のさらなる周知に取り組みます。
- ・ 障害者差別解消支援地域協議会において、障害者差別を解消するための協議を行います。

第3部

第5期岡山市障害福祉計画・ 第1期岡山市障害児福祉計画

第1 計画の基本的方向

「第5期岡山市障害福祉計画」「第1期岡山市障害児福祉計画」については、障害福祉サービス、児童福祉サービス等に係る目標及び必要量の見込みを定めるにあたり、さらに考慮すべき事項として「基本的方向」を定めます。

この「基本的方向」は、これまでの障害福祉計画の基本的方向の考え方を踏まえ、本市の実情も考慮しながら、国の障害福祉計画の目標に沿った形で整理したものです。

基本的方向1	地域生活への移行の推進
居宅介護、重度訪問介護などの訪問系サービス及び生活介護などの日中活動系サービスを保障するとともに、共同生活援助の拡充を図り、障害者の地域での生活を支援する体制を整え、施設や病院から地域生活への移行の推進を図ります。	
(特に関連する成果目標) 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
基本的方向2	相談支援体制の充実
支援の入口となる相談支援体制全体を充実し、障害者の自立した生活を支えるとともに、障害者の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を図ります。	
(特に関連する成果目標) 3 地域生活支援拠点等の整備	
基本的方向3	一般就労への移行の促進
障害者に対する就労支援を強化し、福祉施設から一般就労への移行を促進します。	
(特に関連する成果目標) 4 福祉施設から一般就労への移行等	
基本的方向4	障害児支援体制の確保
障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供できるよう体制の構築を図ります。	
(特に関連する成果目標) 5 障害児支援の提供体制の整備等	

第2 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供

体制に係る目標（平成32年度における成果目標）

第4期計画の実績、第5期計画策定時の福祉に関するアンケート調査、本市の実情などを勘案し、次のとおり平成32年度における数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

（1）第4期計画の状況

ア 地域生活移行者数

- 目標値… 平成29年度末における地域生活移行者数について、平成25年度末時点の施設入所者数597人の15%（90人）を目指す。
- 実績… 平成28年度末現在36人
目標値の達成は困難と考えられます。

イ 施設入所者数

- 目標値… 平成29年度末の施設入所者数について、平成25年度末の施設入所者数597人から、4%（24人）減少することを旨とする。
- 実績… 平成28年度末現在では、592人で5人の減少となっており、目標に達することは困難となっています。

（2）第5期計画の目標値

項目	目標値	説明
地域生活移行者数	54人	平成29年度から平成32年度末までの間で施設入所から地域生活に移行する者の人数

国の基本指針では、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを旨としています。

本市では、第4期の達成状況を鑑み、平成28年度末の施設入所者数592人の9%である54人を目標値とします。

項 目	目 標 値	説 明
施設入所者数の減	12人	平成28年度末の施設入所者592人からの減少数（平成32年度末）

国の基本指針では、平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点から2%以上削減することを基本としています。

本市では、平成28年度末の施設入所者数592人の2%である12人を目標値とします。

(3) 施策の方向性

ア 引き続き、共同生活援助の整備を推進するとともに、地域移行支援及び地域定着支援の拡充を図ります。

イ 障害者の地域における日々の生活を支えるため、居宅介護、生活介護等の一層の拡充を図ります。

ウ 成年後見制度の拡大、虐待の防止など障害者の権利を擁護するとともに、障害に対する理解を深める取り組みを行います。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 第4期計画の状況（岡山県の状況）

ア 入院後3か月時点での退院率

○目標値… 平成29年度における入院後3か月時点の退院率は、64%以上とすることを目指す。

○実績… 61.0%（平成26年6月～平成27年5月の1年間の実績）

イ 入院後1年時点での退院率

○目標値… 平成29年度における入院後1時点の退院率は、91%以上とすることを目指す。

○実績… 87.3%（平成26年6月～平成27年5月の1年間の実績）

ウ 入院期間1年以上の長期入院患者数

○目標値… 平成29年6月末時点での入院期間1年以上の長期入院患者数を、2,777人から18%以上減らすことを目指す。

○実績… 2,649人（4.6%減少）（平成27年6月末時点の実績）

(2) 第5期計画の目標値

項目	目標値
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	平成30年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。

国の基本指針では、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本としています。

本市では、協議の場を平成30年度末までに設置することを目標とします。

(入院中の精神障害者の地域生活への移行)

国の基本指針では、入院中の精神障害者の地域生活への移行については、都道府県が数値目標を設定することとなっています。本市においては、岡山県の数値目標を参考に施策の方向性を定めます。

岡山県の定めた目標		目標値
精神病床における 1年以上の長期入院患者数	65歳以上	平成26(2014)年調査時の1,702人から1,550人以下に減らす。
	65歳未満	同年調査時の990人から680人以下に減らす。
精神病床における 早期退院率	入院後3か月時点	平成26(2014)年調査時の67%から69%に引き上げる。
	入院後6か月時点	同年調査時の82%から84%に引き上げる。
	入院後1年時点	同年調査時の88%から90%に引き上げる。

岡山県の素案による

(3) 施策の方向性

ア 入院中の障害者の退院意欲の喚起や地域生活の支援のために、地域移行支援及び地域定着支援の拡充を図るとともに、ピアサポーターによる支援を推進します。

イ 障害者の日常生活を支えるために相談支援の充実を図るとともに、本人の意向を尊重したサービス等利用計画をもとに提供される居宅介護、生活介護、地域生活支援事業等の拡充を図ります。

ウ 長期入院精神障害者の退院支援や地域生活支援を充実させるために精神科病院や地域援助事業者を対象にした連絡会や研修会を開催します。併せて、障害者自立支援協議会のネットワーク（精神保健福祉部会）を活用し、包括的な支援に取り組みます。

エ 障害者が生活しやすい地域づくりを進めるため、地域や学校において、精神疾患や障害の正しい理解の促進並びに偏見をなくす取り組み

の充実を図ります。

オ 住居の準備、経済的基盤の確保、家族調整等の地域生活に必要な支援を行います。

カ 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる体制整備を進めるため、関係機関による情報共有や協議を行います。

3 地域生活支援拠点等の整備

(1) 第4期計画の状況

- 目標値… 地域生活支援拠点について、拠点又は面的な体制を平成29年度末までに整備する
- 実績… 平成29年10月に3箇所設置。

(2) 第5期計画の目標値

項目	目標値
地域生活支援拠点数	3箇所

国の基本指針では、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし・グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能等を強化するための地域生活支援拠点を平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所（拠点又は面的な体制）整備することを基本としています。

本市では、平成29年度に整備した3箇所について、拠点機能の充実を図ることを目指します。

(3) 施策の方向性

ア 自立支援協議会の地域部会を単位として、多機能型拠点を中心に地域部会の事業者間の連携を活かした面的機能の組み合わせで、事業を実施します。

イ 自立支援協議会等との連携を図りながら、相談支援の現状、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応を行う体制、専門的な人材の養成・確保、地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、随時見直しを行い、拠点としての機能の充実・発展を図ります。

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 第4期計画の状況

ア 福祉施設から一般就労への移行者数

- 目標値… 平成29年度中における一般就労移行者数を平成24年度の一般就労への移行実績(51人)の2倍(102人)を目指す。
- 実績… 平成27年度86人、平成28年度95人
一般就労への移行者数は伸びています。

イ 就労移行支援事業の利用者数の増

- 目標値…平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者数73人から6割(44人)増加することを目指す。
- 実績…平成28年度末の就労移行支援の利用者は150人で平成25年度末73人から77人増加。
平成28年度末では、目標に達しています。

ウ 就労移行率が3割以上の事業所数

- 目標値…平成29年度末において、就労移行率が3割以上の事業所が、就労移行支援事業所の5割以上となることを目指す。
- 実績…平成28年度末において、就労移行率が3割以上の事業所は3箇所、就労移行支援事業所12箇所の25.0%。
平成28年度末では、目標に達していません。

(2) 第5期計画の目標値

項目	目標値	説明
福祉施設から一般就労への移行者数	152人	平成32年度中に福祉施設利用者のうち一般就労へ移行する者の人数

国の基本指針では、平成32年度中の一般就労への移行者数を平成28年度の実績の1.5倍以上とすることを基本としています。

本市では、平成28年度の一般就労への移行者数95人の1.6倍である152人を目標値とします。

※ 福祉施設の範囲

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

項 目	目標値	説 明
就労移行支援事業の利用者数の増	38人	平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数150人からの増加数（平成32年度末）

国の基本指針では、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者数の2割以上増加することを基本としています。

本市では、平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数150人の2.5割である38人を目標値とします。

項 目	目 標 値
就労移行率が3割以上の事業所数	平成32年度末の就労移行支援事業所の5割以上

国の基本指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本としています。

本市では、国の基本指針と同じく就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。

項 目	目 標 値
就労定着支援事業による職場定着率	平成30年度と平成31年度に就労定着支援事業による支援を開始した者について、支援開始から1年後の職場定着率が8割以上

国の基本指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本としています。

平成30年度から新たに開始されるサービスであることから、本市では、国の基本指針と同じく8割以上を目標値とします。

（3）施策の方向性

ア 障害者が一般企業等と就職面接する機会の確保、障害者雇用企業等の開拓、就労継続支援A型事業所等の障害者の一般就労移行に向けた取り組みへの支援などを図り、福祉施設から一般就労への移行を推進します。

イ 一般就労している障害者同士が交流できる拠点の運営、就労支援事

業者による職場訪問等の職場定着支援活動への支援などを図り、障害者の職場定着を推進します。

ウ 障害者優先調達の取り組みの推進、福祉の店における障害者が製作した商品の販売事業の拡大、障害者就労施設等が製作する商品の改良・開発、販売機会や販路の拡大への支援などを図り、障害者就労施設で働く障害者の工賃向上を推進します。

エ 障害児に対する将来の就労と自立への基礎づくりを図るため、障害児仕事体験事業を支援し、障害児の仕事体験活動への参加を推進するとともに、岡山市役所において、特別支援学校高等部の職場体験実習の受入れを行います。

オ 労働局、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関、特別支援学校、障害者自立支援協議会、市民団体、民間企業との連携を深め、様々な就労支援活動や職場における障害に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 目標値

項目	目標値
児童発達支援センターの設置数	5箇所

国の基本指針では、平成32年度末までに児童発達支援センターを1箇所以上設置することを基本とされています。

本市では、現在、児童発達支援センターが5箇所あり、それぞれの主たる障害種別を中心に地域支援を行っています。障害種別ごとの実施状況を見ながら、児童発達支援センターの機能強化を図ります。

項目	目標値
保育所等訪問支援を実施する事業所数	15箇所

国の基本指針では、平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とされています。

本市では、平成29年10月現在、市内に保育所等訪問支援は9箇所あります。事業の実施状況を見ながら、障害児の地域社会への参加・包容が推進

されるよう図ります。

項 目	目 標 値
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所及び放課後 等デイサービス事業所数	4 箇所

国の基本指針では、平成32年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保することを基本とするとされています。

本市では、平成29年10月現在、市内に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が2箇所、放課後等デイサービス事業所が2箇所あります。事業の実施状況を見ながら、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう図ります。

項 目	目 標 値
医療的ケア児支援のための関係 機関の協議の場の設置	平成30年度末までに、保健・医療・ 福祉・保育・教育等の関係機関が連携 を図るための協議の場を設置する。

国の基本指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

本市においても、平成30年度末までに協議の場を設置することを目標とします。

(2) 施策の方向性

ア 事業実施体制の中核である児童発達支援センターを中心とする療育体制の充実を図ります。

イ 関係機関の情報共有、個別検討等の協議により、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、また、支援が乳幼児期から学齢期、学齢期から成人期に円滑に引き継がれるように図ります。

第3 各年度における障害福祉サービス、地域相談支援、計画相

談支援, 障害児支援の種類ごとの必要な量の見込みと見込量の確保

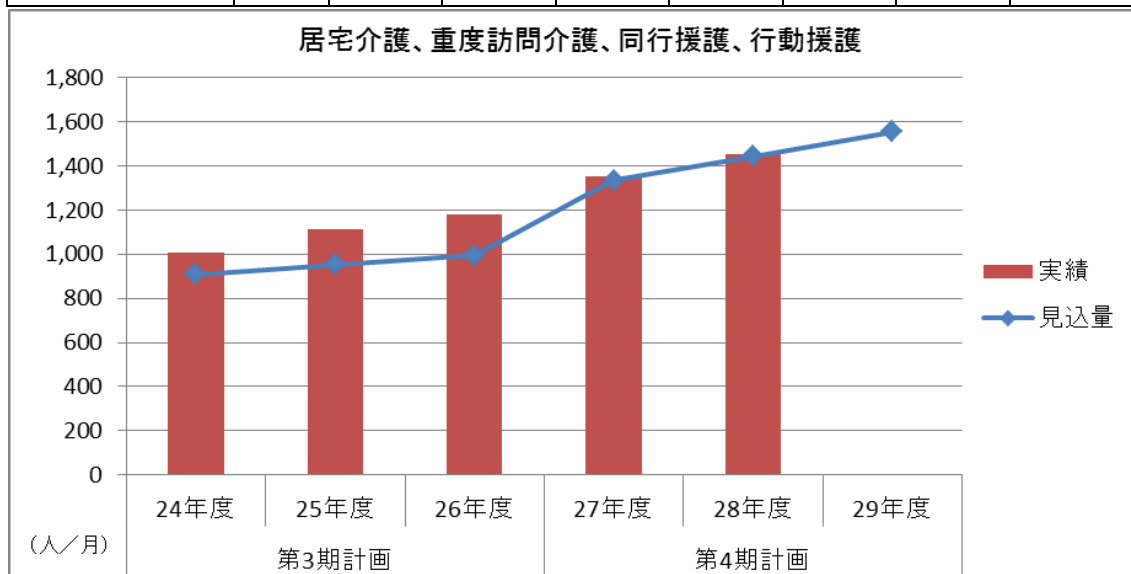
のための方策

第4期計画の実績、第5期計画策定時の福祉に関するアンケート調査、本市の実情などを勘案し、次のとおり、各年度における障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援、障害児支援の種類ごとの必要な量の見込みとその見込量の確保のための方策を設定します。

1 訪問系サービス

(1) 実績

サービスの種類	単位	区分	第3期計画			第4期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	人	見込量	909	952	995	1,335	1,445	1,555
		実績	1,007	1,114	1,216	1,352	1,451	
	時間	見込量	25,000	26,900	28,600	34,025	36,355	38,685
		実績	25,656	28,087	30,289	33,339	36,386	



(2) 現状と課題

ア 訪問系サービスは、実績が伸びており、今後も地域生活への移行の進展に伴い、居宅介護などのニーズは引き続き拡大すると考えられます。

イ アンケート調査で施設入所者や入院中の障害者が地域生活に必要な支

援をたずねた設問（問20）では、約43%の人が「必要な在宅サービスが適切に利用できること」をあげています。

ウ 居宅介護は、障害者が地域生活を送っていくうえで重要なサービスで、ニーズも拡大していますが、特に市周辺部においてはサービスに結びつきにくい状況があります。また、重度心身障害者や医療的ケアが必要な方への支援も拡大すると考えられており、ヘルパーの量と質の拡大に向けた支援を図ることが求められています。

エ 視覚障害者を対象とする同行援護や知的障害者と精神障害者を対象とする行動援護は、それぞれ利用者は限定されますが、アンケート調査で外出するときに困ることをたずねた設問（問25）では、「困った時にどうすればいいのか心配」との回答が多くなっており、外出時における移動中の支援の必要性が高いと考えられます。

オ 障害者の地域生活への移行を推進し、また、重度障害者の自宅での生活を確保する観点から、引き続き、訪問系サービスの拡充を図る必要があります。

（3）必要な見込量

（単位 上段：人／月 下段：時間／月）

区分	30年度	31年度	32年度
居宅介護	1, 416	1, 521	1, 626
	21, 240	22, 815	24, 390
重度訪問介護	126	130	134
	15, 624	16, 120	16, 616
同行援護	100	103	106
	2, 100	2, 163	2, 226
行動援護	38	40	42
	1, 026	1, 080	1, 134

（4）見込量確保のための方策

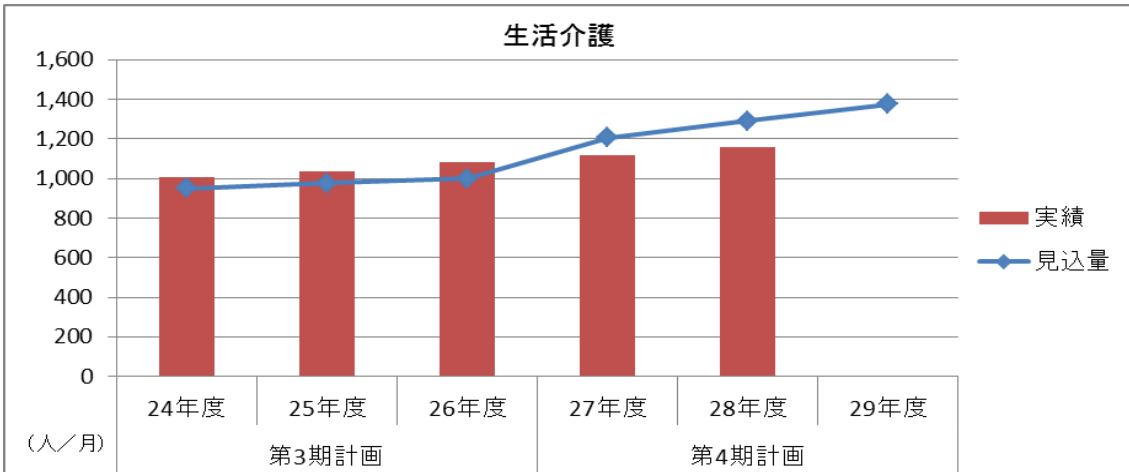
ア 障害者制度全般にわたり、事業者の安定的運営を確保するとともに、新規事業者の参入を促進するため、報酬単価の一層の改善に向けて、国に対して要望していきます。

イ 訪問系サービスのニーズの拡大に対応するとともに、サービスの質の向上を図るため、障害者自立支援協議会等と協力し、研修会、講習会などの実施に取り組みます。

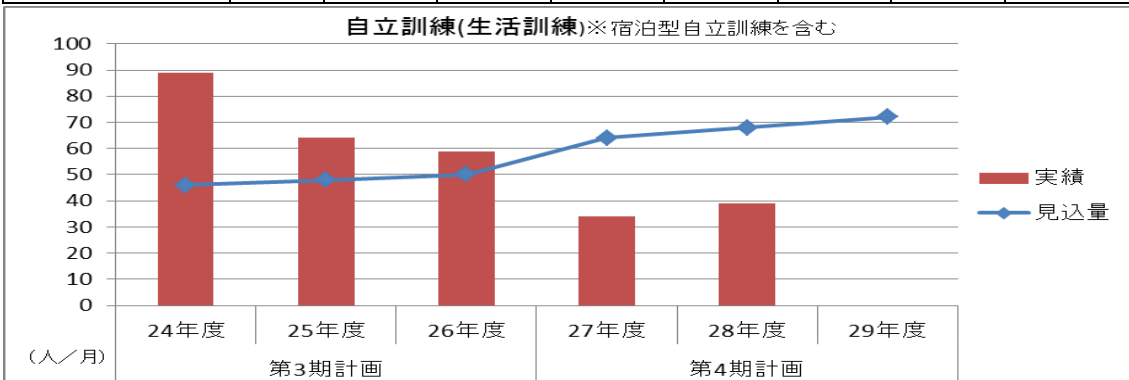
2 日中活動系サービス

(1) 実績

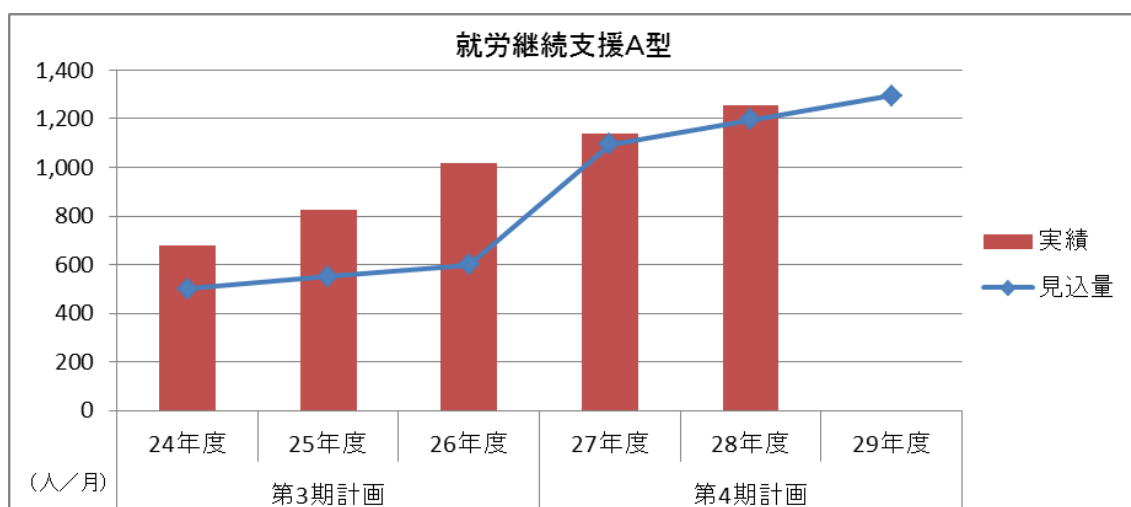
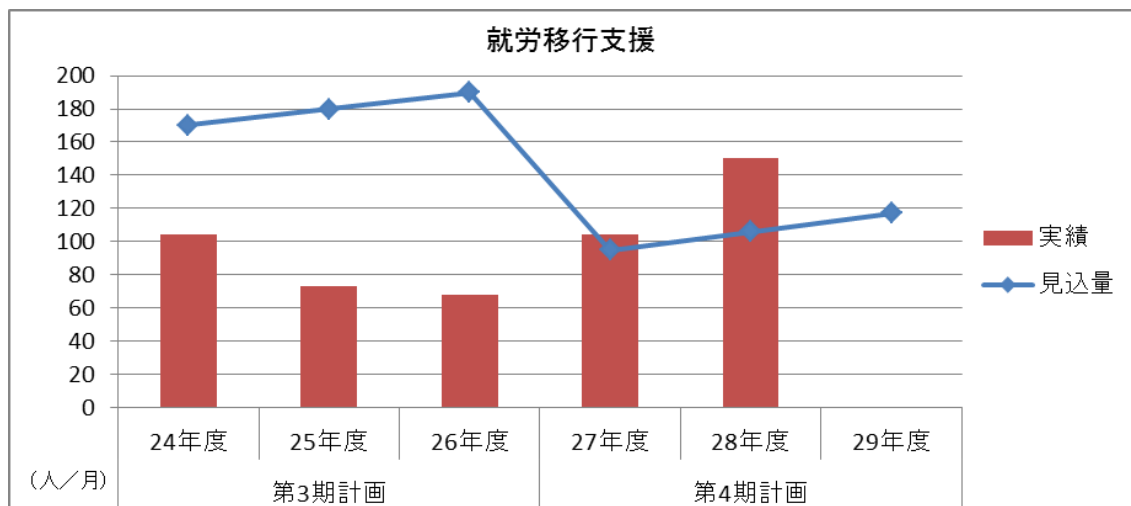
サービスの種類	単位	区分	第3期計画			第4期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活介護	人／月	見込量	950	975	1,000	1,205	1,290	1,375
		実績	1,004	1,034	1,083	1,117	1,156	
	時間／月	見込量	18,021	18,495	18,970	24,100	25,800	27,500
		実績	19,911	20,504	22,429	23,055	23,928	

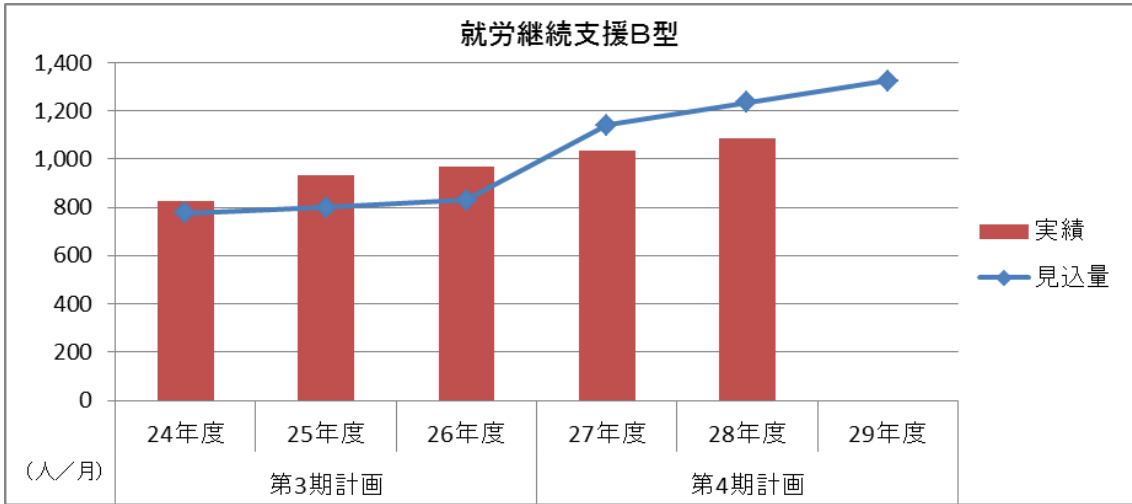


サービスの種類	単位	区分	第3期計画			第4期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自立訓練 (機能訓練)	人／月	見込量	4	4	4	4	4	4
		実績	2	1	0	0	1	
	人日／月	見込量	70	70	70	70	70	70
		実績	32	18	0	0	23	
自立訓練 (生活訓練)※宿泊 型自立訓練を含む	人／月	見込量	46	48	50	64	68	72
		実績	89	64	59	34	39	
	人日／月	見込量	1,163	1,214	1,265	1,280	1,360	1,440
		実績	1,669	1,269	1,275	760	874	

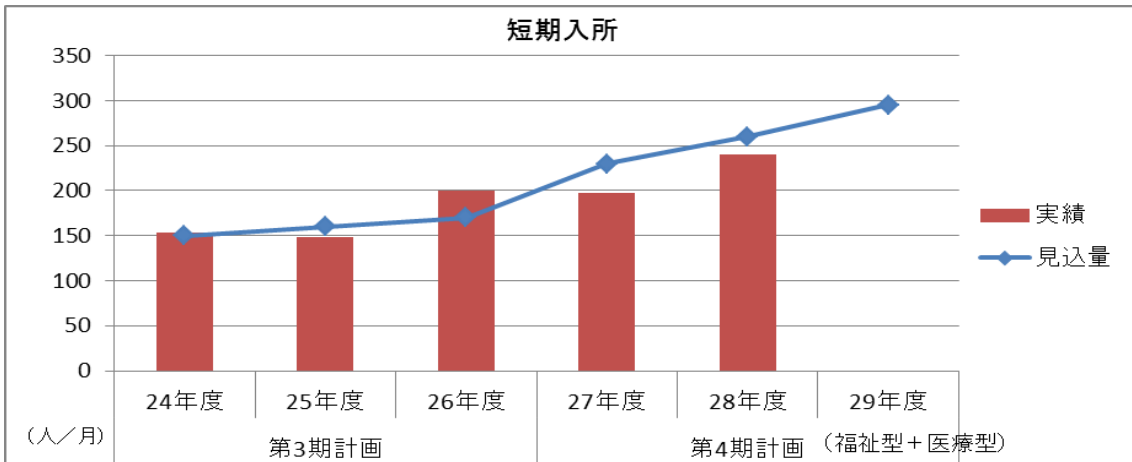


サービスの種類	単位	区分	第3期計画			第4期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
就労移行支援	人／月	見込量	170	180	190	95	106	117
		実績	104	73	68	104	150	
	人日／月	見込量	2,832	2,915	2,999	1,710	1,908	2,106
		実績	2,046	1,179	1,137	1,649	2,244	
就労継続支援 A型	人／月	見込量	500	550	600	1,095	1,195	1,295
		実績	678	826	1,018	1,141	1,253	
	人日／月	見込量	9,000	10,450	11,400	21,900	23,900	25,900
		実績	13,327	16,576	20,906	23,674	25,623	
就労継続支援 B型	人／月	見込量	775	800	830	1,140	1,235	1,325
		実績	827	932	970	1,036	1,084	
	人日／月	見込量	13,950	14,400	14,940	19,380	20,955	22,525
		実績	14,125	15,761	17,373	18,529	19,110	





サービスの種類	単位	区分	第3期計画			第4期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
療養介護	人/月	見込量	17	17	17	160	160	160
		実績	153	156	161	162	164	-
短期入所	人/月	見込量	150	160	170	/	/	/
		実績	154	148	198	/	/	/
	人日/月	見込量	800	900	1,000	/	/	/
		実績	817	746	1,066	/	/	/
短期入所(福祉型)	人/月	見込量	/	/	/	165	185	210
		実績	/	/	/	145	173	-
	人日/月	見込量	/	/	/	832	962	1,092
		実績	/	/	/	703	886	-
短期入所(医療型)	人/月	見込量	/	/	/	65	75	85
		実績	/	/	/	53	67	-
	人日/月	見込量	/	/	/	364	420	476
		実績	/	/	/	261	310	-



(2) 現状と課題

- ア 生活介護は、施設入所者が減少しているにもかかわらず、伸びています。障害者の地域生活への移行の進展に伴い、自宅で生活する障害者のニーズが拡大してきたことが要因の一つとして考えられます。また、市の周辺部には事業所が少ない状況があります。
- イ 障害支援区分が区分3以上である者を対象とする生活介護及び生活介護における入浴支援は、重度障害者の地域生活を支援するため、引き続き、拡充を図る必要があります。
- ウ 行動障害や医療的ケア等、より支援が必要な方への生活介護の拡充が求められています。
- エ 自立訓練（機能訓練）は、医療や他の支援で充足されないニーズや就労へ向けた準備のニーズなども考えられますが、市内に事業所が少ない状況です。
- オ 自立訓練（生活訓練）は、支援学校の卒業者の自立に向けた訓練及び精神科の入院患者の地域生活への移行の受け皿として、宿泊型自立訓練も含め一定数の利用が見込まれます。
- カ 就労移行支援は、利用者数が伸びています。利便性の高い市の中心地域に事業所が増加したことにより、ニーズが充足されつつあると考えられます。
- キ 就労継続支援は、A型・B型ともに実績が伸びています。ただし、A型については、生産活動の内容が不適切と考えられる事例等が指摘されています。運営基準の厳格化に伴い、利用者支援の適正化と就労の質の向上を図る必要があります。
- ク 短期入所は、障害者が地域生活を続けていくうえで、特に重要なサービスです。介護者の一時的な休息のための利用のニーズも多く、今後も相当量の利用が見込まれることから、引き続き、拡充を図る必要があります。

(3) 必要な見込量

(単位 上段：人／月 下段：人日／月)

区 分	30年度	31年度	32年度
生活介護	1, 226 24, 520	1, 261 25, 220	1, 296 25, 920
自立訓練 (機能訓練)	2 40	4 80	6 120
自立訓練(生活訓練) ※宿泊型自立訓練を含む	55 1, 100	60 1, 200	65 1, 300
就労移行支援	168 2, 856	178 3, 026	188 3, 196
就労継続支援 (A型)	1, 383 27, 660	1, 438 28, 760	1, 488 29, 760
就労継続支援 (B型)	1, 184 21, 312	1, 234 22, 212	1, 284 23, 112
就労定着支援	40	60	76
療養介護	165 -	165 -	165 -
短期入所(福祉型)	205 1, 025	221 1, 105	237 1, 185
短期入所(医療型)	81 405	88 440	95 475

(4) 見込量確保のための方策

ア 施設や病院からの地域移行を図るために、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)が拡大されるよう、事業者への働きかけを行います。

イ 障害者が一般企業等と就職面接する機会の確保、就労支援事業者(就労移行支援事業者、就労継続支援事業者)が行う職場定着支援活動や一般就労に向けた取り組みへの支援、及び事業所どうしの交流機会の提供等により、就労支援事業者を支援します。

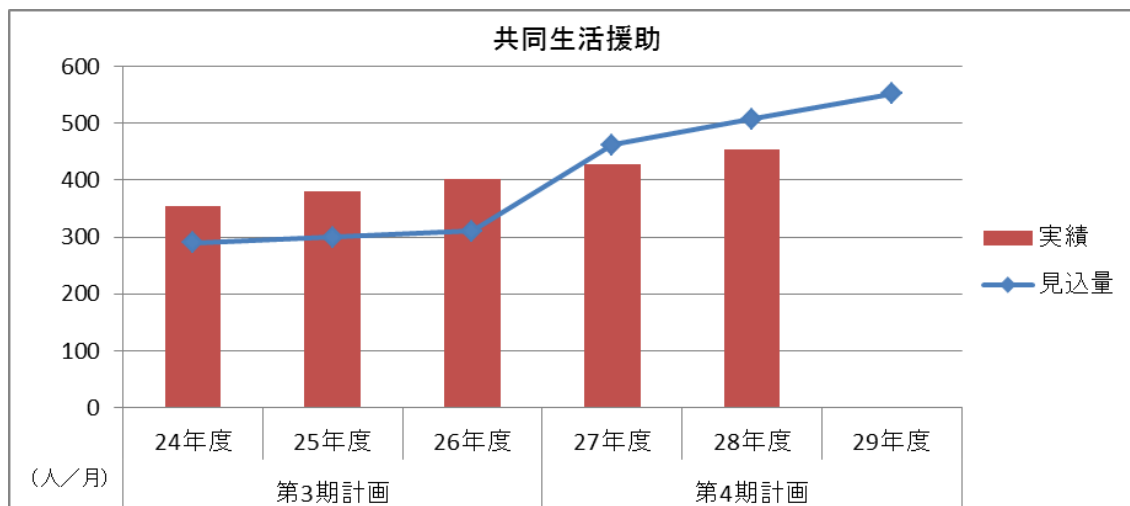
ウ 就労継続支援A型については、適切な事業運営が図られるよう、指導及び支援を行います。

エ 短期入所は、地域での生活を安心して続けられるよう、緊急時に受け入れる体制の整備を図ります。

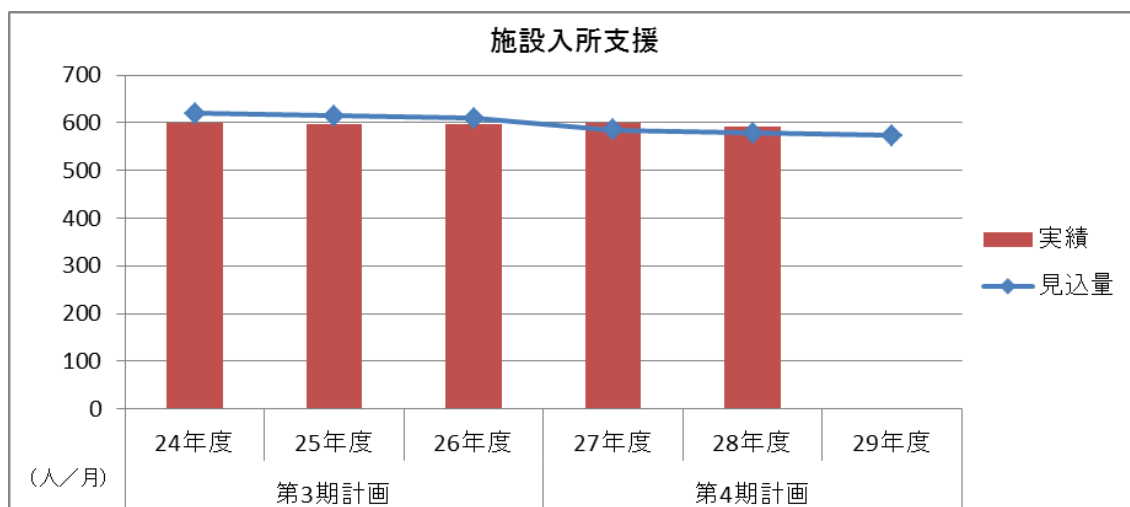
3 居住系サービス

(1) 実績

サービスの種類	単位	区分	第3期計画			第4期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	人／月	見込量	290	300	310	462	502	552
		実績	355	381	402	427	453	



サービスの種類	単位	区分	第3期計画			第4期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
施設入所支援	人／月	見込量	620	615	610	585	579	573
		実績	601	597	597	599	592	



(2) 現状と課題

ア 共同生活援助の利用者数は、増加しています。地域生活への移行を推進するためには、引き続き、共同生活援助の整備を進めるとともに、共同生活援助から一人暮らしや家庭での生活への移行の支援を充実させる必要があります。

イ 共同生活援助の実施については、施設と世話人等の確保が課題となっています。

ウ 施設入所支援は、共同生活援助などでの対応が困難であるなど、施設入所が真に必要であると判断される場合に限定されますが、真に施設入所支援を必要とする場合においては、円滑にサービスの提供を受けることができる体制を整える必要があります。

(3) 必要な見込量

(単位：人／月)

区 分	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	10	15	20
共同生活援助	508	538	568
施設入所支援	586	583	580

(4) 見込量確保のための方策

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行を推進する観点から、原則として、新たな入所施設の整備は行いません。

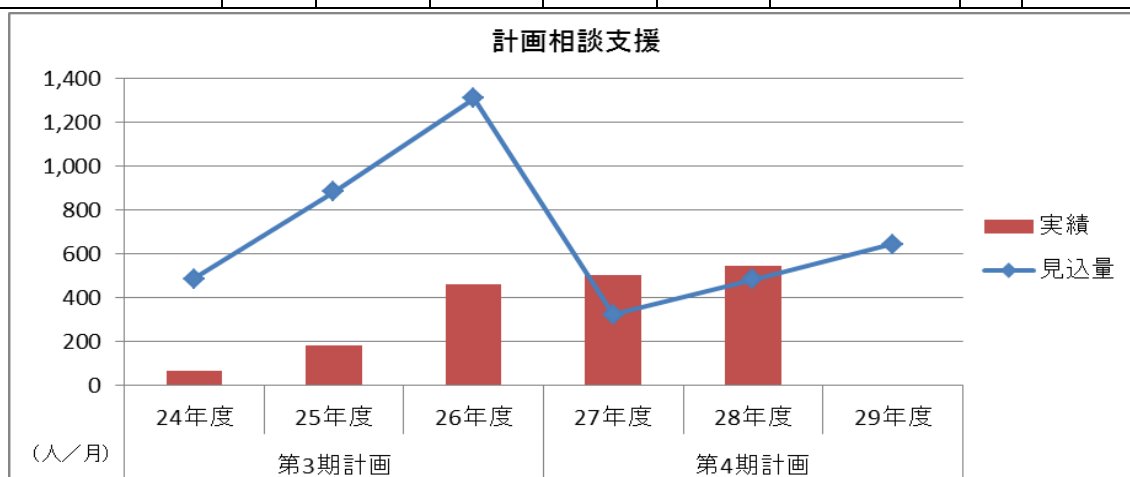
イ 共同生活援助の整備に当たっては、事業の優先度が高いことから、積極的に事業者への働きかけを行っていきます。

ウ 地域移行支援及び地域定着支援の拡充を図り、施設からの地域移行を推進します。

4 相談支援

(1) 実績

サービスの種類	単位	区分	第3期計画			第4期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人／月	見込量	486	884	1,310	332	483	644
		実績	65	183	461	502	547	
地域移行支援	人／月	見込量	41	41	41	10	15	20
		実績	2	5	1	2	1	
地域定着支援	人／月	見込量	215	255	264	60	70	80
		実績	26	50	66	67	63	



(2) 現状と課題

ア 計画相談支援の利用者数は、増えてきていますが、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用を進めるために、計画相談支援を実施する体制の整備を進め、必要に応じて計画相談支援事業者が関わる体制とする必要があります。

イ アンケート調査で今後利用したい障害福祉サービスをたずねた設問（問34）では、約39%が、計画相談支援を利用したいと回答しており、もっとも多い回答となっています。

ウ 地域移行支援、地域定着支援は、施設や病院からの地域移行を図るために、拡充する必要があります。

エ 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援を拡大していくためには、

これらのサービスの実施事業者を含めた地域相談支援体制全体の充実が必要です。

(3) 必要な見込量

(単位：人／月)

区 分	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	627	667	707
地域移行支援	3	5	7
地域定着支援	65	70	75

(4) 見込量確保のための方策

ア 事業者の安定的運営を確保するとともに、新規事業者の参入を促進するため、報酬体系の見直し等について、国に対して要望していきます。

イ 計画相談支援の実施が拡大されるよう、引き続き事業者に働きかけを行うとともに、障害者自立支援協議会、相談支援事業所等と現状把握、課題の整理等について協議を行いながら、実施体制の整備を進めていきます。

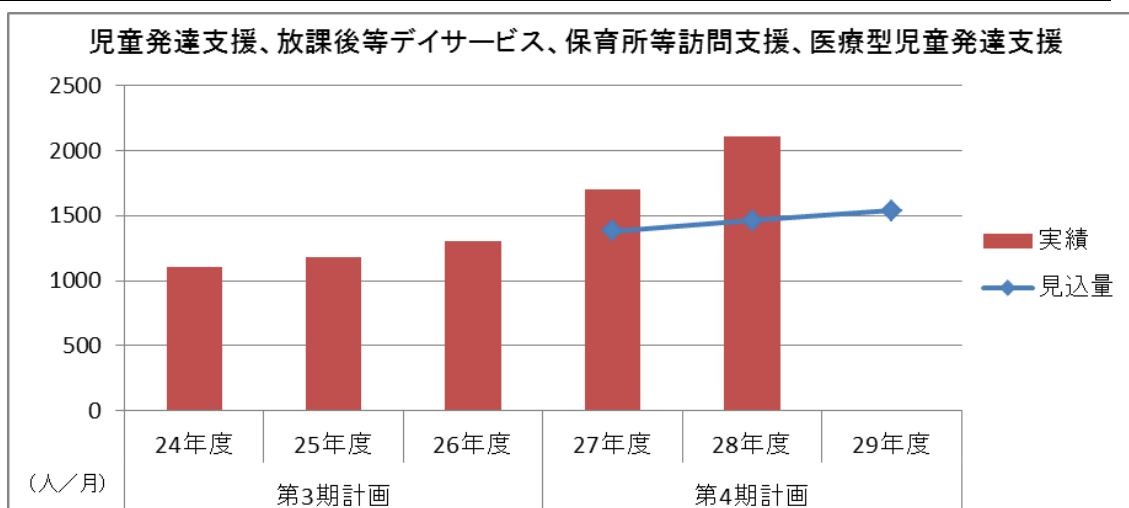
ウ 計画相談支援を含めた相談支援体制全体の充実を図ります。

エ 障害者自立支援協議会等と協力し、新規事業者等への研修等による人材育成を図るとともに、地域移行のネットワークの強化、社会資源の開発及びサービス等利用計画などのサービスの質の向上に取り組みます。

5 障害児支援

(1) 実績

サービスの種類	単位	区分	24年度	25年度	26年度	第4期計画		
						27年度	28年度	29年度
児童発達支援 放課後等デイサービス	人／ 月	見込量				1,380	1,460	1,540
		実績	1,101	1,184	1,299	1,697	2,106	
保育所等訪問支援 医療型児童発達支援	人日 ／月	見込量				6,827	7,259	7,691
		実績	4,837	5,830	6,976	9,840	13,588	
障害児相談支援	人／ 月	見込量				156	217	278
		実績	6	28	40	78	148	
障害児入所施設 (福祉型・医療型)	人／ 月	見込量				110	110	110
		実績	108	108	91	97	101	



(2) 現状と課題

ア 児童発達支援、放課後等デイサービスは、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適応するための訓練等、障害児の発達を支援するために重要です。

イ アンケート調査の自由記述においても、障害児の発達支援に係るサービスの充実を求める意見が多くありました。

ウ 特に放課後等デイサービスの利用は急増しています。事業所も増加していますが、支援内容の質の向上が求められています。

エ 放課後等デイサービスにおいては、障害児に必要な支援を行う上で学校との連携がますます重要になってきています。

オ 障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用を進めるために、障害児相談支援を実施する体制の整備を進めるとともに、必要に応じて障害児相談支援事業者が関わる体制とする必要があります。

カ アンケート調査で「サービスを受けるときに困ること」をたずねた設問（問26）では、「事業者を選ぶための情報が少ない」との回答が約60%ありました。

（3）必要な見込量

（単位 上段：人／月 下段：人日／月）

区 分	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	1,082 6,492	1,112 6,672	1,132 6,792
医療型児童発達支援	10 60	10 60	10 60
放課後等デイサービス	1,490 10,430	1,690 11,830	1,905 13,335
保育所等訪問支援	35 56	40 64	45 72
居宅訪問型 児童発達支援	5 30	10 60	15 90
障害児入所施設 (福祉型・医療型)	105 -	105 -	105 -
障害児相談支援	228 -	268 -	308 -

（単位 人）

区 分	30年度	31年度	32年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	2	3	4

（単位 人）

種 別	30年度	31年度	32年度
保育所・認定こども園 (障害児)	623	685	753
放課後児童健全育成事業 (障害児)	639	689	719

(4) 見込量確保のための方策

- ア 障害児通所支援の質の向上に向けて、事業実施体制の中核である児童発達支援センターの充実を図ります。
- イ 国が策定している「児童発達支援ガイドライン」「放課後等デイサービスガイドライン」の周知活用を図ります。
- ウ 障害者自立支援協議会等と協議しながら、障害児の保護者の方に障害児通所支援に関する情報が提供できるよう図ります。
- エ 障害児相談支援事業の実施が拡大されるよう、引き続き事業者に働きかけを行っていきます。
- オ 障害児相談支援については、障害者自立支援協議会、相談支援事業所等と現状把握、課題の整理等について協議を行いながら、実施体制の整備を進めていきます。
- カ 保育所・認定こども園では、専用保育室を備えた障害児拠点保育園やその他の園で、障害児保育を行い、保育士の加配、専門の講師等の巡回指導の実施、研修の充実等により、障害児保育の拡充を図ります。
- キ 放課後児童健全育成事業については、障害児支援にかかる職員の配置及び研修の実施、また、バリアフリー化や静養スペースの確保等により、利用を希望する障害児の受入れを進めていきます。

6 発達障害者に対する支援

(1) 実績

項目	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
発達障害者支援センターによる相談支援(相談件数)	人/年	1,653	2,521	2,797	2,432	2,670	
発達障害者支援センターの関係機関への助言(助言件数)	人/年	86	73	103	16	42	
発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発(研修・啓発件数)	回/年	39	49	57	100	98	

(2) 現状と課題

ア 発達障害者への支援については、発達障害者の自立を目指し、早期発見・支援の取り組みや教育、医療、保健、福祉等の関係機関と連携した支援の充実を図る必要があります。

イ 乳幼児期から成人期までの各ライフステージに応じた切れ目のない支援を行う支援体制整備を図る必要があります。

ウ 発達障害者やその家族が安心して生活できるよう、発達障害に対する理解を地域全体に広めるための普及啓発や支援に関わる者の資質向上を図る必要があります。

(3) 必要な見込量

区分	30年度	31年度	32年度
発達障害者支援地域協議会の開催(開催回数)	1	1	1
発達障害者支援センターによる相談支援(相談件数)	3,360	3,600	3,840
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言(助言件数)	60	70	80
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発(研修・啓発研修件数)	100	100	100

(4) 見込量確保のための方策

ア 発達障害者のニーズを踏まえ、専門的な相談支援の充実や発達障害者支援センターを核とした各関係機関との連携強化を図るとともに、今後、さらに身近で相談できるよう体制整備を図るため発達障害者支援地域協議会の充実に努めます。

イ 発達障害の正しい理解や支援のあり方について普及啓発に努めるとともに、地域との協働や支援に携わる人への研修などの充実に取り組みます。

第4 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

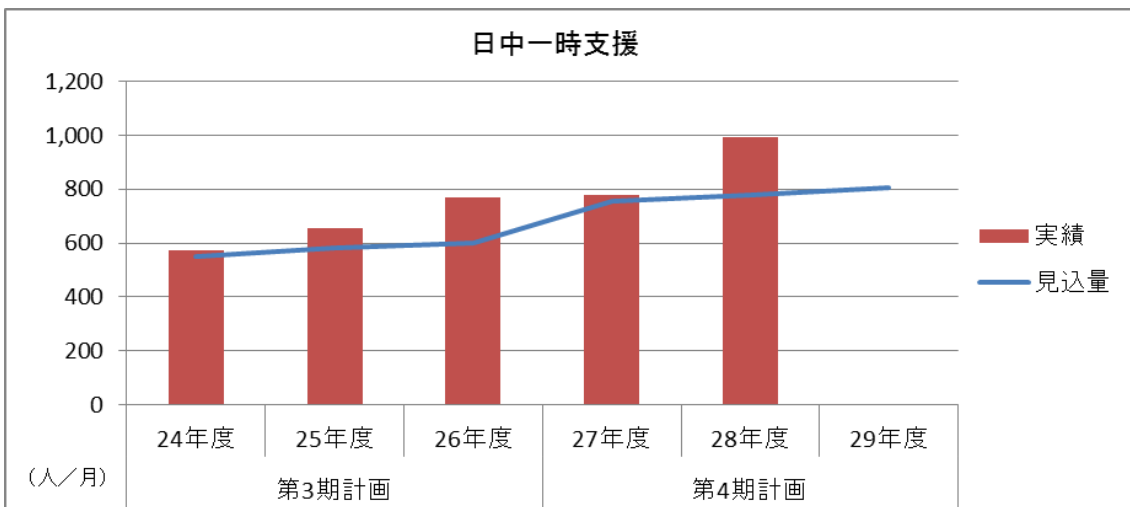
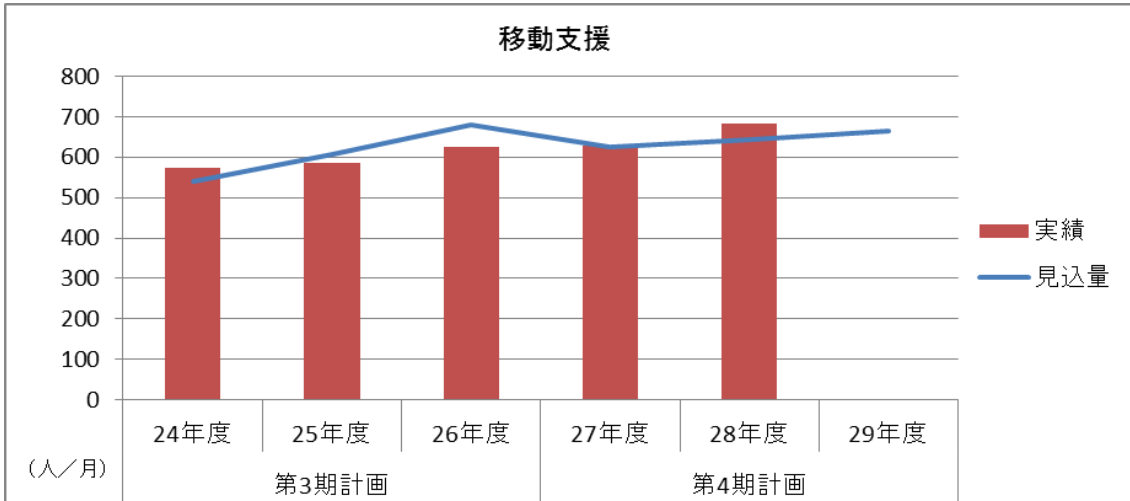
第4期計画の実績、第5期計画策定時の福祉に関するアンケート調査、本市の実情などを勘案し、次のとおり、各年度における地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込みとその見込量の確保のための方策を設定します。

1 実績

サービスの種類		区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)	見込量					有	有	有	
	実績					有	有	有	
自発的活動支援事業 (実施の有無)	見込量					有	有	有	
	実績					有	有	有	
相談 支援 事業	障害者相談支援事業 (実施箇所数)	見込量	25	27	30	20	20	20	
		実績	20	20	20	20	20		
	基幹相談支援センター (実施の有無)	見込量	無	無	無	無	無	無	
		実績	無	無	無	無	無	無	
	基幹相談支援センター等機能 強化事業(実施の有無)	見込量	有	有	有	有	有	有	
		実績	有	有	有	有	有	有	
住宅入居等支援事業 (実施の有無)	見込量	有	有	有	有	有	有		
	実績	有	有	有	有	有	有		
成年後見制度利用支援事業 (年間利用者数)	見込量	15	20	25	27	27	27		
	実績	25	19	13	45	17			
成年後見制度法人後見支援事業 (実施の有無)	見込量					有	有	有	
	実績					有	有	有	
意思疎通支 援事業	手話通訳者・要約筆 記者派遣事業(月派 遣件数)	見込量	58	61	64	93	102	111	
		実績	66	81	93	102	115		
	手話通訳設置事業 (実配置者数)	見込量					2	2	2
		実績					2	5	5

サービスの種類		区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
日常生活用具給付等事業 (年間給付件数)	介護・訓練支援用具	見込量	35	35	35	32	32	32	
		実績	27	27	33	23	25		
	自立生活支援用具	見込量	103	103	103	79	79	79	
		実績	60	77	80	74	117		
	在宅療養等支援用具	見込量	96	96	96	100	100	100	
		実績	88	90	107	109	94		
	情報・意思疎通支援用具	見込量	162	137	137	200	200	200	
		実績	111	200	145	150	107		
	排泄管理支援用具	見込量	10,149	10,149	10,149	14,771	15,731	16,753	
		実績	12,197	13,024	13,340	13,666	13,849		
	居宅生活動作補助用具	見込量	39	39	39	18	18	18	
		実績	15	12	5	12	17		
	手話奉仕員養成研修事業 (実養成講習修了者数)		見込量				75	75	75
			実績				106	95	
移動支援事業(月利用者数)	(月実利用者数)	見込量	541	606	679	625	645	665	
		実績	573	587	626	683	637		
	(月延利用時間数)	見込量				9,688	9,998	10,308	
		実績				9,689	9,619		
地域活動支援センター (月利用者数)	Ⅰ型	(実施箇所数)	見込量				7	7	7
			実績				7	7	7
		(月実利用者数)	見込量	135	135	135	100	100	100
			実績	81	84	74	86	82	
	Ⅱ型	(実施箇所数)	見込量				13	13	13
			実績				13	12	12
		(月実利用者数)	見込量	120	120	120	120	120	120
			実績	126	118	112	102	94	
	Ⅲ型	(実施箇所数)	見込量				8	8	8
			実績				7	7	7
		(月実利用者数)	見込量	170	160	150	120	120	120
			実績	136	125	118	106	98	
発達障害者支援センター 一運営事業	(実施箇所数)	見込量	1	1	1	1	1	1	
		実績	1	1	1	1	1	1	
	(月利用者数)	見込量	86	93	100	210	240	300	
		実績	138	190	233	202	222		

サービスの種類		区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害児等療育支援事業 (実施箇所数)		見込量	7	7	7	7	7	7
		実績	7	7	7	7	7	7
専門性の高い意思疎通	手話通訳者養成研修事業	見込量				2	2	2
		実績				3	2	
支援を行う者の養成事業(資格取得者数)	要約筆記者養成研修事業	見込量				4	4	4
		実績				4	2	
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	見込量				5	5	5
		実績				3	3	
専門性の高い意思疎通	手話通訳者派遣事業	見込量				74	74	74
		実績				48	53	
支援事業を行う者の派遣事業(年間実利用時間)	要約筆記者派遣事業	見込量				74	74	74
		実績				116	100	
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	見込量				890	890	890
		実績				653	877	
日中一時支援事業 (月利用者数)		見込量	550	580	600	755	780	805
		実績	573	656	768	778	992	
福祉ホーム事業(月利用者数)		見込量	12	12	12	16	16	16
		実績	15	16	16	16	15	
社会参加促進事業	スポーツ大会・教室開催 (年間参加者数)	見込量	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450
		実績	1,207	1,343	1,265	1,131	1,168	
	芸術・文化開催 (年間応募者数)	見込量	227	250	275	300	300	300
		実績	223	192	236	177	446	
	点字・声の広報発行 (年間発行回数)	見込量	50	50	34	34	34	34
		実績	34	34	32	34	32	
	自動車運転免許取得助成 (年間取得件数)	見込量	10	10	10	11	11	11
		実績	8	14	14	15	15	
	自動車改造費助成 (年間助成件数)	見込量	56	56	56	40	40	40
		実績	24	38	48	56	41	



2 現状と課題

ア 地域移行のネットワークの強化や地域の社会資源の開発、サービス等利用計画の質の向上、障害者虐待防止のネットワークの強化などを図るため、障害者自立支援協議会の体制をさらに充実する必要があります。

イ 聴覚障害者が気軽に外出しやすい環境を整えるため、意思疎通支援事業の拡充を図る必要があります。

ウ 移動支援事業は、利用者数が伸びており、ニーズも高いと考えられます。

エ 地域活動支援センターⅠ型は、障害者に対する創作的活動や生産活動の提供に加え、専門的な相談支援、障害者自立支援協議会の運営、住宅入居等支援などの事業を行っています。本市の相談支援体制全体の充実のため、さらに強化を図る必要があります。

オ 日中一時支援事業は、高い利用実績となっています。障害者の介護者を支援するサービスとして、サービスの質の向上を図る必要があります。

3 必要な見込量

事業名		見込量		
		30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)		有	有	有
自発的活動支援事業 (実施の有無)		有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業 (実施見込箇所数)	18	18	18
	基幹相談支援センター (設置の有無)	有		
	相談支援機能強化事業 (実施の有無)	有	有	有
	住宅入居等支援事業 (実施の有無)	有	有	有
成年後見制度利用支援事業 (年間実利用見込者数)		25	25	25
成年後見制度法人後見支援事業 (実施の有無)		有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (月実利用見込件数)	115	121	127
	手話通訳者設置事業 (実設置見込者数)	5	5	5

事業名		見込量		
		30年度	31年度	32年度
日常生活用具 給付等 事業	介護・訓練支援用具 (年間給付見込件数)	30	30	30
	自立生活支援用具 (年間給付見込件数)	83	83	83
	在宅療養等支援用具 (年間給付見込件数)	104	104	104
	情報・意思疎通支援用具 (年間給付見込件数)	180	180	180
	排泄管理支援用具 (年間給付見込件数)	15,269	16,032	16,834
	居宅生活動作補助用具(住宅改 修費)(年間給付見込件数)	22	22	22
手話奉仕員養成研修事業 (実養成講習修了見込者数)		100	100	100
移動支援事業 (月実利用見込者数)		667	682	697
〃 (月延べ利用見込時間数)		9,672	9,889	10,107
地域活 動支援 センタ ー	地域活動支援センターⅠ型 (実施見込箇所数)	7	7	7
	〃 (月実利用見込者数)	90	90	90
	地域活動支援センターⅡ型 (実施見込箇所数)	12	12	12
	〃 (月実利用見込者数)	100	100	100
	地域活動支援センターⅢ型 (実施見込箇所数)	7	7	7
	〃 (月実利用見込者数)	100	100	100
発達障害者支援センター運営事業 (実施見込箇所数)		1	1	1
〃 (月実利用見込者数)		80	90	100

事業名		見込量		
		30年度	31年度	32年度
障害児等療育支援事業 (実施見込箇所数)		7	7	7
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者養成研修事業 (資格取得者数)	2	2	2
	要約筆記者養成研修事業 (資格取得者数)	3	3	3
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業(資格取得者数)	4	4	4
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者派遣事業 (年間実利用見込件数)	8	8	8
	要約筆記者派遣事業 (年間実利用見込件数)	9	9	9
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(年間実利用見込件数)	226	226	226
広域的な支援事業	精神障害者地域生活支援広域調整等事業(協議会の開催見込数)	1	1	1
	地域移行・地域生活支援事業(ピアサポート従事者見込数)	20	20	20
	災害派遣精神医療チーム体制整備事業(運営委員会開催見込数)	1	1	1
	発達障害者支援地域協議会による体制整備事業(協議会開催見込数)	1	1	1
日中一時支援事業 (月実利用見込件数)		1,202	1,307	1,412
福祉ホーム事業 (月実利用見込件数)		15	15	15

事業名		見込量		
		30年度	31年度	32年度
社会参加促進事業	スポーツ大会・教室開催 (年間参加見込者数)	1,300	1,300	1,300
	芸術・文化開催 (年間応募見込者数)	300	300	300
	点字・声の広報発行 (年間発行見込回数)	32	34	32
	自動車運転免許取得助成 (年間取得見込件数)	11	11	11
	自動車改造費助成 (年間助成見込件数)	40	40	40

(4) 見込量確保のための方策

ア 障害者自立支援協議会の体制の充実を図り、地域移行のネットワークの強化や地域の社会資源の開発、サービス等利用計画の質の向上、障害者虐待防止のネットワークの強化などを推進します。

イ 地域の相談支援の拠点として位置づけられる基幹相談支援センターについては、障害者自立支援協議会等と協議しながら地域の相談支援体制の充実を図っていく中で、必要性について検討していきます。

ウ 意思疎通支援事業の拡充を図るため、手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者通訳ガイドヘルパーの養成及び派遣事業の拡充に取り組んでいきます。

エ 移動支援事業は、必要な人が利用できるよう、引き続き拡充に取り組んでいきます。

オ 判断能力が十分ではない障害者の法的地位を確保し、財産や権利を保護する成年後見制度の啓発を行います。

カ 障害者自立支援協議会等を通じた研修、指導等により、日中一時支援事業等のサービスの質の向上を図ります。

キ 障害者の社会参加の促進と市民の障害に対する理解を深めるため、障

被害者やその家族、地域住民等による自発的活動を支援するとともに、スポーツ、芸術・文化などの活動をさらに充実させるよう努めます。

第5 障害福祉計画の実施体制と達成状況の点検及び評価

障害福祉計画の着実な推進のために、第2で定めた目標について、第3及び第4で定めた各年度における障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援、地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込み等を活動指標とし、目標及び活動指標の実績を把握し、評価するとともに、障害福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら、必要があると認められる場合は障害福祉計画の見直しを実施する体制を整備します。

1 目標と活動指標

◆目標と活動指標を次のとおり整理します。

目 標	活 動 指 標
福祉施設の入所者の地域生活への移行 ・地域生活移行者数 ・施設入所者数の減	○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用者数、利用時間数 ○生活介護の利用者数、利用日数 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数 ○自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助の利用者数 ○地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数 ○施設入所支援の利用者数
福祉施設から一般就労への移行 ・福祉施設から一般就労への移行者数 ・就労移行支援事業の利用者数の増 ・就労移行率が3割以上の事業所数 ・就労定着支援事業による職場定着率	○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）から一般就労への移行者数 ○就労定着支援事業の利用者数

2 評価のスケジュール

目標及び活動指標の評価及びそれに伴う見直し等については、おおむね次のスケジュールにより行います。

庁外機関としては、障害者施策推進協議会又は障害者自立支援協議会等を想定し、調整します。

(1) 5～7月 進捗状況調査

前年度の進捗状況の調査・分析を行います。

(2) 7月 庁内推進会議における課題等の整理

調査・分析に基づき、課題等の整理を行います。

(3) 8月 庁外機関による進捗状況確認及び意見集約

進捗状況、課題等を報告し、意見を集約します。

(4) 8～9月 事業化等の方針検討

進捗状況や意見を踏まえ、事業化の方針を検討します。

(5) 10月 庁内推進会議における事業化案の検討

事業化の方針に沿って、事業化案について検討します。

(6) 2月 庁内推進会議における事業化案の確認

事業化案について進捗状況を確認します。

(7) 2～3月 庁外機関による次年度の取り組みの確認及び意見集約

次年度の取り組みについて報告し、意見を集約します。

岡山市手話言語等の普及及び理解の促進に関する条例の制定について

1 条例制定の背景

「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて改正された「障害者基本法」において、手話は言語であると規定され、「手話言語法」の制定を求める意見書が全地方議会において採択されるなど、手話を言語と認め、手話をはじめとするコミュニケーション手段の普及、啓発を積極的に進めようとする動きが広がっています。

国においても2020年に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定され、ユニバーサルデザインを取り入れた、誰もが住みやすい、共生のまちづくりを進めることが求められています。

2 条例制定の目的

岡山市では、上記のような背景を踏まえ、手話は言語であるという認識に立ち、障害者が手話をはじめとするコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保について基本理念を定め、その普及及び理解を促進する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、この条例を制定するものです。

3 条例の概要

別紙、構成図のとおり

岡山市手話言語等の普及及び理解の促進に関する条例の構成図

平成30年1月19日(金)作成
障害福祉課

参考

前文

- 手話は、音声言語である日本語とは異なる言語と規定
- 手話等のコミュニケーション手段の普及及び理解促進

目的(第1条)

- 1 手話を言語として位置づけ
- 2 手話等の普及、理解を促進
- 3 情報の取得や環境を整備するための施策を総合的かつ計画的に推進

定義(第2条)

- ①障害者 ②ろう者 ③社会的障壁 ④手話等のコミュニケーション手段 ⑤合理的な配慮 ⑥コミュニケーション支援者

基本理念(第3条)

- 手話等が障害者の生活上必要不可欠であるという理解の下、障害者とそれ以外の人が相互に人格及び個性を尊重
- 障害の特性に応じてコミュニケーションを円滑に図る権利は、最大限尊重
- 手話が独自の言語体系を有する文化的所産であるとの理解を基本

市の責務(第4条)

- 1 手話等のコミュニケーション手段の普及及び理解の促進のための施策を総合的かつ計画的に推進

市民の責務(第5条)

- 1 手話等に対する理解
- 2 市の施策に協力するよう努める

事業者の責務(第6条)

- 1 手話等に対する理解
- 2 市の施策に協力と合理的な配慮に努める

施策の推進方針(第7条)

- ①施策の推進方針を市町村障害者計画(障害者基本法第11条第3項)や市町村障害福祉計画(障害者総合支援法第88条第1項)において施策の推進方針を定める
- ②必要な措置を講ずる
- ③実施状況について関係者の意見を聴くものとする



手話を学ぶ機会の提供等(第8条)

手話等を用いた情報発信等(第9条)

公共施設における理解促進及び啓発(第10条)

施行日

平成30年4月1日

岡山市障害者施策推進協議会 委員名簿

平成30年1月24日

氏 名	職 名
秋 山 哲 生	岡山県障害福祉施設等協議会理事
石 原 眞季江	岡山市手をつなぐ育成会会長
井 上 純 子	公益社団法人 岡山県看護協会専務理事
川 野 豊	社会福祉法人岡山市社会福祉協議会常務理事
定 岡 徹	岡山労働局職業安定部職業対策課課長補佐
佐 藤 韶 子	岡山市民生委員児童委員協議会常任理事
塚 本 千 秋	岡山大学大学院教育学研究科教授
筒 井 恵 子	岡山県老人福祉施設協議会理事
同 前 隆 志	岡山市私立認可保育園・認定こども園園長会会長
西 山 修	岡山大学大学院教育学研究科教授
浜 田 淳	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科教授
原 晴 美	岡山市精神障害者家族会連絡会会長
宮 本 敏 行	岡山県肢体不自由児者福祉協会岡山支部支部長
山 本 真	一般社団法人 岡山市医師会理事
横 山 省 子	岡山市愛育委員協議会副会長

欠席

欠席

平成29年度第3回岡山市障害者施策推進協議会配席図

平成30年1月24日(水)13時30分～
 (岡山市保健福祉会館9階 機能回復訓練室)

